

平成19年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成19年12月13日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第 1 議案第 83号 四万十町商工業振興条例について
- 第 2 議案第 84号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 85号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 86号 四万十町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 87号 四万十町公営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 88号 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 89号 平成19年度四万十町一般会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第 90号 平成19年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 91号 平成19年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 92号 平成19年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第 93号 平成19年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第 94号 平成19年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第 95号 平成19年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第 96号 平成19年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第 97号 平成19年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第 98号 平成19年度四万十町ふるさとの森づくり事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第 99号 平成19年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算（第1号）

- 第 1 8 議案第 1 0 0 号 平成 1 9 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 9 議会改革特別委員会の中間報告について
- 第 2 0 発議第 2 4 号 四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会の設置について
- 第 2 1 四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員の選任について
- 第 2 2 陳情第 2 9 号 防火水槽の設置についての陳情
- 第 2 3 陳情第 3 0 号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第 5 6 条の廃止を求め
る意見書」採択を求める陳情書
- 第 2 4 発議第 2 5 号 生活保護基準の見直しを求める意見書案
- 第 2 5 発議第 2 6 号 家族従業者の人権保障のため所得税法第 5 6 条の廃止を求める
意見書案
- 第 2 6 発議第 2 7 号 原油価格の高騰に関する対策を求める意見書案
- 第 2 7 発議第 2 8 号 地方の道路整備の財源確保に関する意見書案
- 第 2 8 発議第 2 9 号 議員派遣の件について
- 第 2 9 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 から日程第 2 9 まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（2 6 名）

1 番	吉 村 アツ子 君	2 番	岡 峯 久 雄 君
3 番	弘 瀬 則 彦 君	4 番	島 岡 幹 夫 君
5 番	山 岡 義 正 君	6 番	緒 方 正 綱 君
7 番	橋 本 保 君	8 番	山 上 利 嗣 君
9 番	岩 井 優之介 君	1 0 番	田 邊 哲 夫 君
1 1 番	松 下 和 孝 君	1 2 番	林 健 三 君
1 3 番	酒 井 祥 成 君	1 4 番	下 元 昇 君
1 5 番	竹 内 常 喜 君	1 6 番	田 邊 幹 男 君
1 7 番	戸 田 健 彦 君	1 8 番	堀 本 伸 一 君
1 9 番	梶 原 政 利 君	2 0 番	田 邊 客 子 君
2 1 番	牧 野 利恵子 君	2 2 番	味 元 和 義 君

23番 宮地章一君

24番 氏原 郭 君

25番 宮崎 南海男 君

26番 池本 公夫 君

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	前 田 哲 生 君	副 町 長	高 瀬 満 伸 君
総 務 課 長	浜 田 好 清 君	総務課副課長	敷 地 敬 介 君
総務課副課長	樋 口 寛 君	企 画 課 長	武 内 文 治 君
管財契約課長	佐 竹 節 文 君	税 務 課 長	山 本 靖 君
町民環境課長	市 川 敏 英 君	健康福祉課長	岡 林 寿 男 君
農林水産課長	渡 部 睦 君	林 業 政 策 監	田 辺 由喜男 君
商工観光課長	森 芳 明 君	建 設 課 長	武 市 逸 夫 君
上下水道課長	伊 藤 哲 郎 君	会 計 管 理 者	永 井 立 一 君
教 育 委 員 長	中 岡 全 君	教 育 長	水 間 淳 一 君
教 育 次 長	長谷部 文 男 君	学校教育課長	掛 水 誠 幸 君
生涯学習課長	山 本 弘 光 君	農業委員会事務局長	武 内 洋 介 君
代表監査委員	奥 宮 敏 男 君	総務課財政班長	森 本 吉 彦 君

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	清 水 正 一 君	町民生活課長	柴 久 幸 君
大正診療所事務長	林 正 憲 君	産業建設課長	下 藤 広 美 君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	林 伸 良 君	町民生活課長	杉 内 和 一 君
産業建設課長	岡 本 順 一 君	十和医療福祉センター所長	酒 井 正 君

~~~~~

事 務 局 出 席 者

|        |           |     |           |
|--------|-----------|-----|-----------|
| 議会事務局長 | 今 村 茂 君   | 次 長 | 西 谷 典 生 君 |
| 書 記    | 竹 内 寛 子 君 |     |           |

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（味元和義君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、平成19年第4回四万十町議会定例会第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議順序に従い会議を進めます。

本日の会議に、甲把副町長より欠席届があっております。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第1 議案第83号四万十町商工業振興条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番山上利嗣君。

○8番（山上利嗣君） それでは、83号の四万十町商工業振興条例について、町長にお考えをお聞きいたします。

今回、初めて商工業者に対しての経営支援策として、商工業振興条例が提案されたことは、本当に町内の起業希望者に対しては有意義な政策であると思います。少し遅過ぎた感もいたしますが、待ちかねた商工業振興策であり、条例制定を決意されました町長の前向きな姿勢に敬意を表するものでございます。

本条例本文にはありませんが、運用規定案につきましては先日説明を受けました。条例制定当初の案とはいえ、補助の内容や補助金額についてこの程度の内容では、希望する経営者がほとんどいないのではないかという心配もいたします。スタート後の状況を見ながら希望者が極端に少ない場合、補助事業内容の充実に向けて検討をしていただけますでしょうか、町長。お願いします。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 今回の条例につきましては、本町では初めてとなるものでございまして、いわば手探り状態の中で条例をつくったと、そういう感もしないではございませんけれども、条例をつくりましても、それが事業者等に十分活用されなければ意味のない

ところだというふうに思っております。そういう観点からも、問者からお話もございましたが、これからかなりの規則を定めてまいります。また、試行的にやっていく中で見直し等もしながら条例内容のスキルアップをいたしまして有効活用し、商工業の振興に寄与できるようなものにしていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（味元和義君） 8番山上利嗣君。

○8番（山上利嗣君） ぜひとも前向きによろしくお願いいたします。

もう一点、この四万十町の真の商工業振興は、商店街対策もさることながら、現在、立派な経営をしている町内の中堅事業経営者の方々に、本業の拡大や、また、本業以外の将来性ある事業の起業を促し、雇用の場、創出につながる支援策を打ち出すことではないかと思います。しかしながら現在提案の条例運用内容では、補助内容や補助金額では対応し切れないと思うのでございます。四万十町活性化のために商工業振興条例の大幅なスケールアップと、新たに長期的なその補助に対する財源対応策を積極的に検討していただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 今後に向けての取り組みについては、先ほどお答えもしたところでございますが、問者のご質問にもありました件も十分踏まえながら、今後の運用面でスキルアップをしていくと、そういうことで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 若干、山上議員の件と重複するかもしれませんが、この条例の説明資料の中で、6ページに、「利用者に魅力のある助成制度を担保するだけの原資の確保が今後の大きな課題である」とこういった表現で出ておりますが、いわゆる、これは条例でありますので、一般財源からの目下持ち出しでいくのかもしれませんが、具体的に、これは町長、今おっしゃるように試行錯誤、いろいろしていけないかということとはわかりますが、現在、執行部で考えというのは、具体的にこの原資の捻出というのはどういったふうなものを考えておられるのか、具体的なものがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（味元和義君） 森商工観光課長。

○商工観光課長（森 芳明君） お答えをさせていただきます。

議員さんご指摘のように、非常に厳しい財政の中で、どういう財源を使うていくのかということですが、今、具体的にはまだ決まっておりません。合併補助金が2億7,000万ほどある中で、現在、9,000万ほど残っております。そういう活用とですね、合併まちづくり交付金というのが6億2,000万ほど入るわけですが、その中で4億円を積み立てておると、そういう中で、できればその2つの中で活用を考えていきたいとは考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 今回、四万十町商工業振興条例ということで、ある面では非常に画期的な条例ではないかというふうに思っておるわけですが、また他方では、それだけ商工業が今、四万十町においては厳しくなっておるという現状のあらわれでもあるというふうにもとらえておるわけでございます。

提案の趣旨の中で、「しまんと町地域雇用創造協議会」という言葉が入っております。また、「四万十町産業振興連絡会」というのも入っておるわけですが、その組織がどういうものか、また、どういうことを協議をしておるのか、お教え願いたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 森商工観光課長。

○商工観光課長（森 芳明君） お答えをさせていただきます。

地域雇用創造推進事業ということで、9月の議会で町長の方から事業採択になったということで報告はしておりますが、国の制度で、直接、地域雇用促進協議会という協議会をことしの1月に立ち上げております。委員さん11名の中で2つの事業に今回出しておりますが、森林利活用とグリーンツーリズムということで、5,900万の2年3カ月の予算がついております。で、来年の1月から事業に向けて入る予定でございます。

もう一点の四万十町産業振興連絡会というのは9月でしたか組織をしました。主に5つの部会を設けまして、産業の中で商工があり農業がありいう中で、全体的に四万十町の産業振興をどう図っていくかということで、そういう中で組織化をしております。

○議長（味元和義君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 産業振興連絡会というのは9月にまだ発足したばかりということで、具体的にどういうことが話し合われておるのかいうことは、まだ出てないですか、どうですか。例えば次のページにあります、「内発的発展による産業の創出」ということもうたわれておるわけですが、その具体例としてどういうものがあるか、お教えいただけれ

ばと思いますが。

○議長（味元和義君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） 四万十町産業振興連絡会につきましては、9月に立ち上げまして、組織としましては各ＪＡ、それから各森林組合、各淡水漁協組合、それから商工会、それから観光協会、それから建設業協会等、それぞれ団体の代表者の方においでいただいて、第１回目の会合を開いたところでございまして、ただ、第１回目についてはですね、それぞれ団体の持っている課題の方を出していただきながら、それぞれ、先ほど森課長の方からもご答弁申し上げましたように、各部会、農業振興部会、水産業振興部会、林業振興部会、それから商工観光部会、それから建設業部会の５つの部会を持って、それぞれこの間出されました課題等について拾い上げを行いながらやっていきたいということで組織をしております。

○議長（味元和義君） 森商工観光課長。

○商工観光課長（森 芳明君） 内発的発展ということで質問があったかと思います。総合振興計画の中で「新しいまちづくりの視点」ということで、「内発的発展による産業の創出」ということで、四万十町にはいろんな観光資源、それと、いろんな地場産品含めてかなりの資源がございます。そういう中で、産業面でもそういう素材を生かした内発的発展、そういう言葉でとらえております。

〔２３番宮地章一君「ありがとうございました」と呼ぶ〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

１０番田邊哲夫君。

○１０番（田邊哲夫君） ちょっとお聞きしたいわけですが、この条例の中で、説明資料の中にもありますように、非常に現在、窪川、大正、十和地域の小売業の方々は大変厳しい状況に置かれているということは私も同感ですが、いろいろ支援策を条例の中でうたわれているわけですが、現在、大変苦しい状況に置かれている商工業の方々の現在の状況をどう支援するかという問題ですが、大変苦しい経営なさっている方がおられます。その方々がこれからというよりも、今の状況をどう打開するかという問題もあるのではないかなと。例えば運転資金等の貸付け等もこの条例の中にあってしかるべきではないかなというふうに私自身は思うわけですが、規則等の中でどう今後考えているのかわかりませんが、その点について、現在の商売の方々をどう前に進めていくのかということも一つは課題ではないかなというふうに思っていますが、その点、運転資金等の、そういう支援策

というものは考えておられないのかどうなのかという点についてお伺いをしてみたいのと、この条例の中で、中小企業者の定義がされているわけですが、小売業、サービス業という中に、農林、いわゆる今は農業者も林業者の中にもやはり小売りを伴うことも、いろいろやっている方もおられるわけですね。その定義が、この小売業、サービス業、サービス業に入るかどうか、小売業の中に入る方々もおると思うわけですが、その枠ですね、小売業の枠、今、商工会等に入っておられる方が、いわゆる商工会の方はそうですが、農林の方で商売はされてる方もおられるわけですよ。だから、その方々も一つこの小売業の中に入るのかどうなのかという点です。それは、資料の中で、「販路拡大、技術向上事業」というのが盛り込まれているわけですが、当然、農林の方でも販路拡大また技術向上、木工製品、農産物の販売等、それなりの収益を上げておる方もおられるわけですよ。そういった意味で、小売業の中に農林の方も定義の中に入るのかどうなのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 森商工観光課長。

○商工観光課長（森 芳明君） お答えをいたします。

まず、運転資金の制度を考えていないかということでした。おとといの岩井議員さんの質問にお答えはしておりますが、平均的に毎年23件ぐらいの活用がされているということがございます。今回の条例の中では挙げておりませんが、今後の課題としてですね、できればそういう資金の利子補給になるのかわかりませんが、そういうことも検討していきたいというふうに考えております。

2番目の、農林業で販売する人もおるという中で、今回の条例の中での位置づけはどうなっちゃうかということですが、今回の条例の中では、小売業者と商工業者と中小企業者ということで、例えば直販所みたいな店を出すとかいうことになれば、ある面、一つの商業的なことが生まれてきますので、今から規則で細かくはうとうていきますが、できるだけそういう中でも広く活用していただいたらということで考えておりますので、そこら辺も課題として検討していきたいというふうに考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） 少しお伺いいたします。

現在、空き店舗対策は県の事業として、556で行われております。もう一店ありましたが、その件につきましてはやめられたというような経緯がありまして、県のその補助を

受けて事業をやった場合に10年なかなかもたないというような現状もあります。

それで、その家賃の補助期間についてはあるんですが、一方ではその経営指導、これは当然、商工会の方から経営指導委員がおって、そういった面では応援していくということになっておると思います。それで、空き店舗対策を含めて、この商品開発についても、今回はそういった中で予算を組んでもらうて、それへやると。

ところが、今一番いろんな商業者の中で問題になっておるのは、商品開発は当然せんといかんということはおわかっておるんですが、その方法としてなかなか見つからん。これは現実にそういった指導する者もおらんし、アドバイザー的な人もおらんというところが現実問題として突き当たっておるわけです。そういった意味でですね、このこういった振興条例の中で、現実に物的なものはわかりますが、その支援は全部確認はしております。どういった形で人的に、そういったものに対して協力をしていくかと。今の当然、商工観光課ですか、の中では人数的にも少ないし、また、そういった専門的な者もおらん。それから県の指導を受けておる経営指導員である商工会の方にもですね、今、記帳指導とか経営指導といわれてもなかなか手が回り切らないと。現実に指導員の中でも、人数を減らされていきゆう現実があります。

そういった意味で具体的に人的協力をうたいあげて積極的に進めていく、それで、町としても専門的なアドバイザーを入れるとかいうようなお考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 森商工観光課長。

○商工観光課長（森 芳明君） お答えさせていただきます。

質問にあったように、非常に個人的に考えれば、なかなかどうやって打って出たらえいかとか、いろんな課題が多くあろうかと思います。

今、考えているのは、やはり商工会、そして担当の商工観光課を含めて、その協議、どういう展開にしていくのかいうことは当然今から検討していくわけですが、できれば専門的な、制度的にも国の商業活性化アドバイザー派遣とかいうこともございますので、商工会が申請して、ある面、専門的なそういう指導のできる中でのアドバイスをいただくということも考えておりますので、そこら辺で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（味元和義君） 5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） ぜひそういった形で、農業関係であれば普及所なりがあって、新しい生産物つくっていくということも考えておられます。そういった意味で、商業という

ものは、その新しい仕事をどうやって始めるやということにはなかなかつながっていかないし、また、ある意味では商品開発ということになれば、やはり地場産品も使って、いろんな形でそれを商売につなげていくというようなこともありますので、ぜひその辺を県の方との連携をきちっとして、商工会等含めて町も一つになって積極的に進めてもらいたい。せっかくこういった条例をつくった以上は、これがただ融資するだけのものではないというところを、ぜひ見せてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） 商工振興条例、ひょっと関係ないかもわかりませんが、町のある商業といいますか、製造をやっております方から、そこの道の駅「あぐり」の商品とバッティングすると。

それで、「あぐり」は「あぐり」として、いうたらしっかり自立して雇用を確保していくかと、そして経営を安定させていくかということで一生懸命努力されているのは本当に大事なことだと思うんですけども、全く同じような商品がつくられようということで非常に苦慮しゅうと。それで、一方は町の助成のもとにやりようということで非常に難儀など、いうそういう苦情があるんですけども、そういう苦情というか、を処理をしていく位置づけなんかも、こういう中でぜひやっていただきたいなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 「あぐり窪川」につきましては、施設の整備、立ち上げ時には、町として最大株主として可能な限りのご支援をしたところでございますが、その後の運営については独自にいろいろ商品開発もやったりということで、自助努力でやってくれておるというふうに思います。

中には、その既存の商店とのバッティングするような商品もあるかも知れませんが、それはそれで、お互い競争の原理を働かして、努力をしていただく必要もあるのではないかとこのように考えますし、なお、しかし、その問題についてはできるだけ競合も避け、それぞれが生き残れるというか、収益を確保できるような方向での調整ということについても、直接この振興条例とはかかわりがいいかも知れませんが、町としてもその辺の調整なりというものは、今後やっていきたいというふうに考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

17番戸田健彦君。

○17番（戸田健彦君） 数点お教えいただきたいと思います。

工業誘致に関しては、過去に仁井田地域に、影野地区に工業導入区域というのがありまして、そのときに、農業振興区域とのかかわりでなかなか工業振興が難しかったという経験が仁井田地区でありました。

今回、高速道路の残土処理で、私も知っておるところでは、2地区工業導入区域をつくるであろうというものが示されております。そこのかかわりの中で、窪川町に進出したいというような向きの会社とか企業とか、それから産業等がありましらお教えをいただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 森商工観光課長。

○商工観光課長（森 芳明君） お答えをさせていただきます。

進出を予定しゅう企業があるかということですが、私のところにはそういう情報は入っておりません。今のところ進出企業の予定は聞いておりません。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第83号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号四万十町商工業振興条例についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

議案第83号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第2 議案第84号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第3 議案第85号四万十町国民健康保険税条例

の一部を改正する条例について、日程第4 議案第86号四万十町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について、日程第5 議案第87号四万十町公営住宅条例等の一部を改正する条例について、日程第6 議案第88号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について、以上、議案第84号から議案第88号までの5議案を一括議題とします。

この5議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 議案第85号について質問いたします。

今回、国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで出されておりますが、この条例は、今回、後期高齢者医療制度ができて、別の医療制度ができ、年金からその保険料を天引きするということになりまして、その便乗として、今回この制度改悪がされるのではないかなと解釈しているわけですが、結局65歳から75歳の年金の世帯、高齢者から、これも年金から国保料を天引きするという多分この制度であろうと思いますが、それと、例えば65歳から75歳までは従来どおりの国保であります、こういう場合どうなるのか。妻が67歳、夫が75歳以上76歳になった場合は、これは自然と、夫は75歳以上ですので後期高齢者医療制度になるのか、それを差別、別に分けるのかどうか、その制度の中身もわかりませんので、そのことを教えていただきたい。

それと、結局これは今、国保が8期ですかね、で、分かれて納入しているわけですが、徴収しているわけですが、高齢者にとりましては、昨日の質疑の中でも、一般質問の中にも平均の年金が月5万ということでありましたが、たった5万で皆さん生活しているわけで、その8期の例えば1期目にどうしても支払いをできなかったと、次に回して2期目にまとめて払う、そのやりくりをきつとしているんだらうと思うわけです。

今度これが成立いたしますと年金から天引きですので、そのままかっちかち引かれていくと、そういう状況になるわけですね。そのことを考えるたび、高齢者にとっては大変になるんじゃないかなという思いがするわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 山本税務課長。

○税務課長（山本 靖君） 初めに、この特別徴収制度が便乗というふうにおっしゃられましたが、それは、いろいろこの制度について調べてみましたが、なかなか、この

制度が今回打ち出されたという詳しい経過については、自分の方でも納得する答えが出ておりません。一つは年金受給者それから自治体側、双方のコストの低減を図ると、節約をするというようなことが目的であろうかと思います。また、後期高齢者医療制度がスタートするに当たりまして、前期の高齢者といいますか、あわせて特別徴収をすると、年金から天引きをするということになったというふうに考えております。必ずしも改悪ということにはならないのではないかというふうに考えております。お互いにメリットがある部分もあると思っておりますので、必ずしも改悪ではないというふうに考えております。

それから、夫婦の場合の、夫の方が後期高齢者に該当して、妻が該当しないというケースのことですかね。その場合は、今回の条例改正の特別徴収制度は、あくまでも特別徴収だけが新たに改正になったわけですので、国保制度、65歳から74歳までの国保の医療制度そのものは変更のないわけですので、ただ、その部分に特別徴収が加わってきたという制度改正ですので、夫が後期高齢者に該当した場合には単独で、ご主人が恐らく世帯主である場合には、ご主人は後期高齢者の方に移行しまして、奥さんは国保の制度で残るといことになるかと思いますが。

それと、年金受給者が大変難儀をするというような趣旨のご質問やったかと思いますがけれども、これも一定の条件のもとに天引きされるようになっておりまして、例えば年金の受給総額が年間18万円以下の人は対象にしないということに原則となっておりますし、そういうところにも一定の配慮はなされているのではないかと思います。また、その支払期日で均等に分割する仕組みになっておりますので、極端な特別徴収の仕方ということにはなっておりませんので、そこら辺も議員がご心配なさっておられるようなことはないのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 国民健康保険税の特別徴収につきましては、口座振替で納付をされている方以外の普通徴収の方については、納期ごとに会計管理室、あるいは農協とか、そういった金融機関の方に出てきていただいて払い込みをしていただく必要があったわけですが、旧十和村、大正町につきましては今まで納税組合がありまして、そこで徴収といいますか集めていただいて、まとめて役場の方に振り込みをしていただいておりました。それが合併に伴って納税組合の制度もなくなりまして、高齢者の方にとりましては、納期ごとに出てこなければいけないというような不便な面もあったのではないかというふうに

思います。それが年金からの特別徴収によりまして、そういった点が軽減されるというメリットがあるのではないかなというふうに思っております。

○議長（味元和義君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 私は決してそれは行政側の言うメリットとであって、これは国の言うメリットなんですよね。国が確実に取れると、そういうやり方なわけです。そういうところにはね、心をはせないかん。たった月5万の生活しているわけですので、それ、やりくりを大変だと思いますよ。1期に払えなかったら2期目にまとめて払うとかね、そういうことができない状況になっていると、そういう制度であります。決して私は、これは国も行政側の、国民の皆さんのメリットを考えての法改正ではないと。確実に年金から天引きすると、それも少ない年金から天引きするという、そういう弱い者いじめのこれは改正だと私は解釈しております。

それから、先ほど2人世帯、夫と妻があります、夫が後期高齢者の医療に移ります。したら妻の国保の計算方式はどういう形でなされるのか。

○議長（味元和義君） 山本税務課長。

○税務課長（山本 靖君） 妻は後期高齢者ではないということですので、従来どおりの計算の方法でございます。

○議長（味元和義君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 例えば今のように所得割、均等割ということで計算されるわけですね。

○議長（味元和義君） 山本税務課長。

○税務課長（山本 靖君） そのとおりでございます。

一定の所得がある場合には所得割の応能割がかかります。それから応益割として一人当たりの均等割はかかります。

以上でございます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 85号については、国保運協の委員ですので質問ができませんので、省いて。

議案86号、87号、88号についてお聞きをしたいと思いますが、まず、86号の中で、前にも聞いた記憶があるのですが、その法定外というのが、条例をと思うて3冊の本

を、このこれを調べよったがですけど、どこにあるのかちょっとわかりませんが、まず、法定外とは何ぞやと、公共物ということをまずお聞きしたいということです。

それから、また質問しますが、その公営住宅、87号ですが、暴力団の排除ということは当然やるべきだと思うわけですけども、ただ、その暴力団員というのは、その「員」というのは、消防団員という員というのはわかるわけですが、だれがその暴力団員なのかの見きわめは、届け出があるんでしょうかね、そこら辺の見きわめ。ただ、「あの人は、らしい」とか、そういう判断じゃいかんと思うわけですね、法じゃったら、じゃ、しっかりとしたその団員としての見きわめはどうすらあやと、「あの人はそうかもしれん」というようなことで、「あの人はやめろうぜ」というようなことであってはならんので、平等、団員とはどういう提議なのか。ちょっと見た目だけでは判断できんと思うがですね、そういう意味で。

それと、88号ですが、88号については、大奈路中学校の教員住宅の一般財産にという条例改正ですが、教育長ご承知のように、町長もですが、大変この建物は昭和36年に建築されて、今にも下手すれば倒れそうな状況にある教員住宅です。これをまた普通財産に置こうとするのかどうなのか。もうこの際に、私はあの中学校の教員住宅は、今たしか借りてた人がおるわけですけど常駐してませんわね。今、多分入ってないと思うがですが、入ってないですね、これも一般財産じゃなくても、この際、取り壊して、非常に小学校が畑がないことで困っちゃうわけですよ。それで、最近ほかの畑を借りてまで耕作しようとしているわけですよ。せつかく町の財産、土地がありますので、壊してあそこを畑にするとかいうお考えのもとでこういう条例改正なのかどうなのかを、お聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） お答えさせていただきたいと思います。

法定外とは何ぞやというご質問でございますが、法定外公共物というのは、認定外道路と河川法に対応しない水路というとらえ方をしております。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） 第87号についてお答えいたします。

確かに議員さんおっしゃるように、暴力団は暴力団員であるという名簿はありません。そのかわりに、今回この条例が可決されますと、四万十町と警察署において覚え書きの締結を行います。それで、入居者の募集時の申込時に申込者の同意を得まして、18歳以上の方全員の情報提供の照会を警察署にさせていただきます。2、3日で回答が来るという

ことをごさいますて、それ以上のものは町としては把握はできません。そういう方法で情報を提供していただきます。申込時にその照会の同意が得られない場合には、申し込みの受け付けはできないということをごさいます。

警察署の暴力団総合対策要綱において、暴力団・暴力団員の認定は、「その活動拠点を管轄する都道府県、県警において行うこと」とされております。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律ということで、そういうことを助長する、集団的に、また、常習的に暴力不法行為等を行うという、また、それを助長する恐れのある団体であり、また、その団員はその構成員ということとなっております。

以上でごさいます。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 議案第88号の大奈路地区教員住宅でごさいまするが、議員さんおっしゃられるように、確かに建物も古くなっております、今のところだれも入っておりません。これからも活用されることはないというふうには思っておりまするが、その建物の取り壊しについては今のところ予定をしております。その土地については、近隣の方で、町が思っております条件と合致をすれば、払い下げを行っていききたいという方向で考えております。ただ、今のところ、そういう条件に合致をして払い下げの要望を持っておられる方もおいでませんので、当分の間、現在その土地の半分が小学校の畑として活用されておりまするが、そういった感じで使っていただいて、そういった地元の要望があるかどうか、そこらあたりも見きわめていききたいというふうには思っております。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 法定外についてはわかりました。

暴力団の関係ですが、ただ今、担当課長から答弁いただいた中でちょっと疑問に思ったのは、いわゆる私が町営住宅に入りたい申込書出したと、「すまんが警察の方へ、あんたの前歴等含めて、暴力団じゃないかどうか確認させてもらいたいぜよ」と「いや、そりゃ困る」言うた場合にもう受け付けせんという今、答弁でしたけれども、それが本当にいいのかどうなのかです。当然、プライバシーの問題もあつて、例えば私自身が前歴があつて、そんなもんを照合されてやった場合に、困る方も、ひょっとしたら暴力団じゃない方でもおるんではないかなということがあり得るでしょ。それを一概に、あんた承諾せらったから照合、警察との問い合わせを許さったから、あんたは住宅申込書を許可しませんというのであれば、また余りにも希望者の希望幅を狭めるということにもなりかねんことにな

るのではないかと思うわけですが。それは余りにも、特に個人情報の保護条例までつくっている四万十町の中で、そのことだけで却下するというのは私はおかしいと思うわけですが、その点について再度答弁をお願いしたいと思います。

それと、その小学校のことですが、今、高瀬副町長はそういう答弁をされたわけですが、たしか近くの方で買いたいという方が何かおるといような話は聞いたこともあるわけですよ。しかし、分筆等にお金がかかるということでやめたという話も聞いています。その辺が答弁とはちょっと食い違うわけですが。

私が言いたいのは、あの建物はもう古い、危険ですよ、はっきり言うたら。もう50年にはならんですが、住まんですよ、ほとんど住める状況じゃないです。だから取り壊すべきではないかなということを私は聞いているわけで、条例と直接関係ありませんけども、普通財産にするよりも、この際、廃止をして取り壊すことの方が地域住民にとっても、学校の生徒のためにも、隣の隣地は畑で使っていますよ、学校が、だから、もういつそのこと、あそこを畑にしたらどうですかと。ましてや高瀬副町長は近くの方も買い手がないという答弁でした。それならば、あのまま放置しておくのかというのを私は疑問に思うということです。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○高瀬副町長（高瀬満伸君） 確かに、当初あの土地を払い下げを受けたいという方がおいでましたが、町が提示をした金額と、向こうの方が思っておられる金額に相当な開きがございまして、結論的に言いますともうよう買わないということで、その話が立ち消えになったわけでございます。

町としては、今後、競売等の方法も考えまして、そういったもので処分ができればそれが一番いいというふうには思っておりますけれども、そういう方がおいでんということになりますれば、議員さんご提案があったように、あの建物の取り壊し等も考えていきたいと思います。これから後、活用について検討させていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） 申込時の同意をしなかった場合ということでございますが、これは暴力団員のみの情報でございまして、幸いにもまだ本町においてはそのような事態は起きておりませんが、そのようなことを踏まえた場合に条例を整備しようとするものでございます。目的以外の当然使用はしないわけでございますが、過去はどうであるとかいう情報は、一切町には入ってこんということでございます。外見で判断できればま

たよろしいんですが、それも難しいということで、どうしてもそのことは必要でないかと思われまふ。よろしくお願ひします。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） いや、課長、私が言ひたいのは、当然そのことは、必要性は僕は認めるわけですよ。

しかし、ただ人によっては個人情報保護、どうしたち問ひ合わせをしようない、自分が前歴あるなしにかかわらず、そんなことせんでもええじゃないかという人もおられると思うわけですね。警察で問ひ合わせということになれば抵抗を感じられる方もおられると思うわけですよ。だから、そこでただ同意せんけん却下いう、そんなことだけでいいのかどうなのか。本当に困っている方で、それはないかもしれませんが、そういうことも想定されると思うわけですよ。問ひ合わせまでなぜせないかんやという疑問も持たれる方、当然おられると思います、はっきり言うて。だからそこまでせんでもいいんじゃないかと、しゃくし定規に。臨機応変に対応すべきじゃないかという点だけ再度お答えいただいて終わります。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） 中にはそういう、そこまでしなくてもええんじゃないかという方もおろうかと思ひますけれども、今、条例を制定されておるところなんかでも、かなりそういう問題が発生しておるということがございまして、その件に関しましては、申込時に十分説明をして理解を得ていきたくて考えております。

○議長（味元和義君） 17番戸田健彦君。

○17番（戸田健彦君） ちょっとここで確認をしておきたいと思ひますが。

旧窪川町のときにですね、金上野住宅で相当占拠して長い間おられた方がおられると、これ、窪川町の議員はよくご存じやと思ひます。

そのときも、本当はそういう条例にはちゃんと書いておる、撤去条件の中に、退居要件の中に当てはまっておるということも、なかなか町は毅然とした態度をとらんと。周辺の人が不安になって、なかなか文句があるということで、私もたびたび、「おまん、出ないかんてよ」いうて言うたことでしたが。それをいうことで、ああいうときよく私行くんですが、最終的にはこの間、亡くなって出たんじゃないかと思ひますが。今、そういうふうにして、この条例に書かれちゃうにかかわらず、亡くなった後、親戚の方が入って、その人がずっともう入っていると、結構昔あったように思ひますが、そういうふういきちつとした対

応をするということが必要であろうと思います。

そこで、今、入居条件に合致した形で入っておる人ばかりですか、そうですか。ひとつ、お答えいただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） 現在入っておるのは、継承の届けをされて入っておる方のみでございます。亡くなった方について後に入っておる方、同居１年以上ということで継承されて入っております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第８４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８４号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第８４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第８４号は原案のとおり可決されました。

これより議案第８５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８５号四万十町国民健康保健税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第８５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第８５号は原案のとおり可決されました。

これより議案第８６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８６号四万十町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第８６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第８６号は原案のとおり可決されました。

これより議案第８７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８７号四万十町公営住宅条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第８７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第８７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第８８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８８号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第８８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第８８号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまより１０時４５分まで休憩いたします。

午前１０時２８分 休憩

午前１０時４４分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第７ 議案第８９号平成１９年度四万十町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番山上利嗣君。

○８番（山上利嗣君） 一般会計予算のページが１６ページ、総務費の委託料、節の１３の委託料で、ケーブルテレビの基本設計料、これに関連いたしまして質問をしたいと思います。

これにつきましては今回はわずかな金額でございますけれども、これがだんだんと大きな事業に進んでまいりますし、場合によっては物すごい早い短期間で大きな事業になっていくというような可能性もあらうと思いますので、これにつきまして３点ほど質問しますけれども、町長にひとつご答弁をお願いいたします。

町長の所信表明の時点でのケーブルテレビの説明会の参加人数やら、またアンケート調査の回収率、特に人口の多い旧窪川町の状況なんかを見て、あの程度と言われんけれども、数少ない情報の中で、使用契約者といいますか、使用料の支払いをするという方が７０％見込めるということで所信表明が、内容だったと思います。このアンケートと住民説明会の内容で、本当に７０％程度見込めるというその判断した理由と、その判断に対して町長は自信があると言い切れるのかどうか、それをまずお聞きをいたします。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 町長の答弁の前に、アンケートの結果について修正といいますか、その報告をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどといいますか、12月5日の行政報告では、アンケートの回収率が32.7%というふうに述べたわけなのですが、その前段、総務常任委員会でも報告したときに、非常に回収率が悪いのではないかということでの指摘を受けました。それ以降、全員に対しての電話での照会なりとか、はがきでの督促などいたしました。その結果、本日といいますか、昨日現在で回収率も高まりましたので、その報告をさせていただきたいというふうに思います。

再集計しました結果では、アンケートの回答者総数が1,008人ということで、前回654人だったわけなのですが、それで回収率を見ますと、あて先不明ということで返還あった人が38名おります。サンプル数が2,000名ですので、それを控除して回収率を見ますと51.4%ということになりました。そういったことで、総務常任委員会的时候にも「50%を目指して頑張りますと」言いましたが、一定の回収率には達したと思います。現在も、今日時点でもまだアンケートが返っているところもありますので、それより高まるとは思っております。

それで内容ですけど、「加入する」と回答した方は59.2%、それから「加入しない」と回答した方は13.7%、これは基本料のケーブルテレビにということですけど、それから、「わからない」と回答した方は20.8%ということで、前回の集計から比較しますと、「加入する」と回答した割合が3.1%を下りました。それから、「わからない」と回答した割合が2.3%上がったということになっております。アンケートの督促行為を行ったということで、ケーブルに対する理解が十分ではなく、ケーブルテレビの判断を決めかねて留保していた方、そういった方の掘り起こし、その層の掘り起こしができて、そういったような結果になったのではないかというふうに分析をしております。この集計含めての詳細な結果については、後日また改めて報告したいというふうに思っております。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 問者のご指摘の点は、ケーブル使用料の支払い可能な方を70%確保することが可能と判断をした理由ということでございますが、行政報告でもご説明を申し上げましたとおり、住民意向調査による加入希望割合を、おおむね50%から70%を事業導入の判断材料とする旨、申し上げてきたところでございます。実際の加入者を5

0%なり70%と想定をしたわけではございません。事業の到達点としては、町内全世帯の加入を目標にしておるところでございますが、100%加入により災害情報、地域情報の提供や、IP電話による受益などの通信基盤を使った、多用で公平なサービスを提供することが可能となると思っております。それぞれに、月額1,000円という低額な使用料金の設定や減免制度の創設によりまして、経済的にも過重とならないような制度設計を骨格としておるところでございます。

このことから70%の課金率、つまり使用料をいただく世帯割合を想定をいたしまして、町内全域化が完了し、新たなケーブルシステム運営をする年度の財政シミュレーションを、試算をする中で使った数値でありまして、その根拠としては、使用料の減免世帯を15%、加入することをためらっている世帯を15%と想定し、それを除いた数値として70%を設定をしたところでございます。

町長の自信あるやなしやというご質問でございますが、事業化の自信というより、この問題は行政の責任、町長としての姿勢の問題であるというふうに考えております。地デジの受信を、視聴者ができるだけ少ない負担でカバーするということはもちろんでございますが、災害情報や地域情報の伝達手段を早い段階で構築をすることがあること、インターネットや携帯電話、不感地域の解消など、事業者が不採算地域であるがゆえに事業化しない地域について、公平の原則を確保するために整備をすることがあること、ケーブルテレビを行っている十和地域との町内格差を是正することがあることなど、これらの課題についての行政の責任として、何らかの手法でもって対応しなければならないということは、町民を初め、議会の皆様方にもご理解していただけるものと思っております。

その解決手法として、ケーブルテレビの全町域化について方向性を示し、共聴施設組合、あるいは住民説明会を開催してさまざまな意見をいただき、それを踏まえて基本的な設計を組むための予算をこの機会に提案をしておるところでございます。

住民説明会において整備スケジュールの説明として、20年度を実施計画、つまり260の町内全区域で、利用料金初めとした制度の内容、具体的な事業内容について説明会を開催し、その理解の中で仮加入申し込みをいただく作業を行って、事業全体の実施計画を立て、21年度と22年度に施設整備を行い、遅くとも23年4月から有線放送事業者として、「新四万十ケーブルテレビ局」を開局をするというふうに申し上げてきたところでございます。

議会のご心配をされる、事業化が性急ではないかということでございますが、11月に

総務省四国総合通信局と協議した経過といたしまして、21年度からの多くの市町村が地上デジタル対応を含め、事業化が進められるために、20年度に事業化を早めたらどうかと。四国管内では四万十町は地域情報化の熟度も高く、この事業料の端境期で交付金事業等の申請をすれば、採択の優先順位、事業枠とも高くなるということが予想される、そういったご指導を受けまして、それを受け事業化の速度を速めるべく、今補正予算に基本設計の委託料を計上をしたところでございます。

この補正予算である基本設計につきましては、総務省の交付金を申請する段階で添付すべき必要な書類でございます。当然のことながら交付金事業でございますので、四万十町が実施しようとする運営主体、運営内容の概要となるものでございまして、つまり、放送サービスや通信サービス、公共サービスなどをどれくらいの事業費で、どの水準で、どの水準のサービスを提供するかといった段階の計画書となります。

また、安定したケーブル事業が運営できるよう加入者の確保ができるのか、その自信があるのかということでございますが、全国でケーブルテレビの運営主体が市町村である数は144現在でございます。全団体の調査はできておりませんが、四万十町のような農村型の直営ケーブルテレビ局では、90%前後の加入率であるという実績からいたしまして、当初は60%前後の加入であっても、将来的には高い加入率を確保できる、そういうことで自信は持っております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 8番山上利嗣君。

○8番（山上利嗣君） 丁寧な答弁で、本当にありがとうございました。

もう一点目は、せんだっての一般質問で宮崎議員さんも触れましたが、今回のケーブルテレビ設置事業は、テレビ受信というのがメインではなく、私は基本は防災システムの確立ではないかと、このように考えるものでございます。そういたしますと、そのためには100%の家庭への設置が不可欠だと思いますけれども、使用料徴収可能な契約家庭以外への設置計画の内容と、それから、それを設置することにより、使用とか使用料減免家庭に伴う運営費の不足が生じたとき、この運営費の不足が生じたときの財源対策についてはどのように町長、お考えなっているのか、お聞きをいたします。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 防災システムの構築がメインではないかというご質問でございますが、防災情報の伝達手段の整備というのは、これは喫緊の課題でございまして、当然整

備をする必要がございますが、その伝達的手段として、現在多くの市町村でとられております手法は防災行政無線でございます。無線でありますために、災害時等への強みというものはあるわけですが、多大な費用がかかる反面で、それ以外の利活用ができないと、そういった弱みもございます。ちなみに、防災行政無線を独立して整備をするとなりますと、これは概算中の概算でございますが、約14億円を要するところでございます。国の補助等の動向も不透明でございますし、ケーブルも使った場合よりも、むしろ巨額の実質的な負担を要することになりますし、相当のランニングコストも想定をされます。

ケーブルテレビシステムの防災情報の伝達手法は、全町に張りめぐらすケーブル網の伝送路を使いまして、集落ごとに屋外告知放送設備をおおむね200基設置をし、緊急事の吹鳴と放送を行う構想でございます。整備費用につきましては、独立して整備する場合のおおむね10分の1、1億4,000万を予定し、このケーブルシステムの中に組み込んでおるところでございます。したがって、ケーブルテレビに加入するしないにかかわらず、災害時の最低限の情報については、この屋外告知放送設備で得られるということになるかと思います。

また、一般財源の充当についてのご質問がございましたが、これまでの住民説明会におきましては、このケーブルテレビシステム事業は、いわば水道事業のように、加入者の負担で年間の運営を賄うことを原則として、所要の利用料金として1,000円を設定しておるということをご説明してきたところでございます。住民説明会におきましては、加入者が少ないから運営費用を十分確保できないからといって、利用料を引き上げるようなことはしないでほしいと、そういった意見もいただいておりますが、事業の運営については3つの要件・要素があるかと思います。1つは費用を抑える、2つは利用料金を確保する、3つは累積赤字にしていくのか、一般財源から繰り入れていくのかの要は3点だというふうに思います。

このケーブルシステムについては、防災情報や行政情報を提供する町の役割としての費用が含まれておりますので、この受益者負担である利用者に転嫁できない部分は、当然、町が負担をしなければならないというふうに思っております。また、利用料の減免をする部分についても、これは町が肩がわりせざるを得ないというふうに思います。したがって、この町の負担部分については一般財源から繰入充当する必要性というか、義務が出てくるものと考えておるところでございます。ちなみに運営費のシミュレーションにおきましては、この一般財源繰入額として約年間4,000万円を想定しておるところでござ

ざいますが、これについては、例えば特別交付税等による一定の措置というものが可能ではないかというふうに考えております。

○議長（味元和義君） 8 番山上利嗣君。

○8 番（山上利嗣君） 最後に、その運営費の不足といたしますか、当然行政として負担をしなくてはならない部分というのも十分理解はできますが、それが一般財源ということでありますと、私は非常に認めることがなかなかできません。なぜなら、現時点でも日常生活に不可欠な町道等の維持修繕の必要箇所が、予算がないということで残に残り、山積をしていることは町長もご承知のことだと思います。現在でも不足の一般財源が、これ以上充当する箇所が増えてくるということは、今の町道整備じゃないですけども、日常生活にも影響が出てくるんじゃないかと。そういう運営費の不足に対しての一般財源以外での、そういう補充対策が何かないのか、最後に町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 例えば町道の維持修繕等の経費とこの問題とは、私は基本的に異なるというふうに考えております。開局後、つぎ足し、繰り出し、繰り入れが要としても、それは他の事業には影響を及ぼさないような財源手当てというのはやっていくつもりでございますし、先ほども申し上げましたけれども、特別交付税等でこの分については一定措置が可能でございますし、他の一般事業に影響を及ぼすことのないように、そこは十分対応していかなければならないというふうに思っております。

〔8 番山上利嗣君「はい、どうも」と呼ぶ〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

1 4 番下元昇君。

○1 4 番（下元 昇君） 3 1 ページ、この予算資料のこれは4 ページと5 ページでちょっとお伺いをします。

この資料の方がわかりやすいと思いますので、まず、3 点ほどですけども、4 ページ、江師地区の野菜出荷施設等の整備補助事業でございますけれども、この事業概要の中で、農業生産組合、まず、わからない点からお伺いしますけれども、「四万十 P o t」という農業生産組合が事業主体になっておりますけれども、この農業生産組合の実態といいますか、どの地区の方々に、何戸が加入をしている生産組合なのか、お伺いをします。

それと、この整備目的に、「江師地区において、こういった野菜を、施設を整備して、安定した生産量と有機栽培による有利販売で農家の所得向上を図る」とあります。この補助

要請があったときに担当課としてですね、この四万十Port、いわゆる農業生産組合の方々から、この補助金をいただいて施設を整備すればどういったふうに具体的に所得の向上が図れるのか、いわゆる現金収入にどういった方法で結びつけるという、具体的な施策が行政に対して説明があったのか、この点をお伺いをします。

それから、次に同じく5ページですけれども、中山間農業活性化の機械施設レンタル事業です。ここで大正のいわゆるスプレー菊施設を対象に、遮光とか被覆設備を行うことによって、現在問題となっておりますいわゆる原油価格等に高騰に対応するということですが、ちょっと農業のハウスのことで、どういったふうに、遮光とありますからいろいろやると思いますが、どういったぐあいにこのハウスを遮光とかやるのかわかりませんのでお伺いをします。

それと、既にこのいわゆるこういったハウスに対応して、こういったいわゆる遮光とか被覆をすることによって、他の市町村で例えば重油等がどのぐらい軽減されたか、そういったデータがもしあればお示し願いたいと思います。

それともう一点、その下の、道の駅の道路標識の整備事業ですけれども、これについてお伺いをします。これは本年度、1,000万の単年度事業なんですけれども、先ほど山上議員も大変心配しておりましたいわゆる一般財源からの持ち出しが500万ほどありますので、この効果についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、この事業概要の説明の中で、半家バイパス、トンネルが開通したことによって国道381号線の交通量が大幅に増加し、県外からの交通量が多くなったと。このため、3つの国道の分岐点に、3カ所ある窪川、大正、十和、それぞれの道の駅に道路標識を設置しようということで、入りこみ客の誘導を図りたいというふうに説明ありますけれども、私も特に、もう既に窪川と大正は随分前にできておりますので事情はよく知っております。ただ、本年度7月にオープンしました十和の道の駅の、いわゆる国道381号線のあたりの交通量ですけれども、皆様方もたくさんの方が行って、とにかくオープン当初からしばらくは、特に夏場の時期、もう車を止める駐車場がなくて往生したことを私も経験しておりますけれども、これはオープン当初、それから、あそこの道の駅を利用する夏場がいわゆるピーク時ということもあって、交通量が非常に増えたことは私も実感はいたしておりますけれども、その後、夏が終わっていわゆる10月、11月、12月、このあたりの交通量が現在どうなっておるのか、恐らく「交通量が多くなった」というて書いておりますので、何らかのデータはとっておると思いますので、まず、そこらあたりの詳しいですね、

夏場以降の交通量のデータに基づいてこういう事業概要の説明をしたのか、一過性ではないかなという危惧をしておりますので、そこらあたりのご説明をお願いをいたしたいと思えますし、それと関連いたしまして、四万十町議会にありまして、多くの議員の方から十和の道の駅の施設に対する、いわゆる旧十和村時代からの土地の買収とか、多額のとにかく投資しておりますので、本当にあれだけの施設をつくってやっていけるかという声がこの議会のみならず、町民の多くの間でもそういった声をみんな聞いておると思えますけれども、夏場は先ほど言ったように、経営内容はまず黒字でいっていると私も感じてはおりますけれども、議会あるいは町民にこの道の駅の経営内容、これをいつごろどういった方法で知らしめすのか、それとまた現在の、これまでの、7月から11月ごろぐらいまでの、まだ半年たっておりませんが、そこあたりの経営内容はどうなっているのかわかればお示し願いたいと思えます。

○議長（味元和義君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 議員のご質問に対してお答えをしたいと思います。

四万十町の予算資料という中で、資料の4ページの上段の方にあります、江師地区野菜出荷施設等整備事業の四万十P o t の組織の陣容についてのご質問ですが、四万十P o t は現在13名で組織をされておまして、江師地区、ウェル花夢があるところなんです、その婦人の方とか、また、今回、農業専門でやっていこうという青年いいですか、私と同年代くらいの方がおまして、その方をメインとしまして組織をされております。

その組織の中で、今回、今の、これまで町が持っておりました花卉試験場がございます。そこを活用しております農林業事業団に今貸しておまして、そこでアスパラガス等を中心とした生産販売、研究とか生産、または販売等の研究を行っておまして、そこで今回、無手無冠さんの栗焼酎の殻ですね、栗殻が廃棄されておりますので、それも有効利用した堆肥づくりを今進めております。

そういうことがございまして、そういうその殻を有効に利用した堆肥をつくる施設とか、また、これまで農林事業団を中心としたポットとか、カボチャの苗とかいろいろありますが、そこ地元の農家の方々に配付しまして生産をしてもらっております。そういう部分につきまして、今後、販売ルートやいろんな有効品目等の研究等を行いまして、今後の農業の振興に努めたいということから、そういった保管施設や低温野菜等の保管の保管庫の整備、また、野菜の選果場とかいうものを設置したいということで、この元気のでる市町村総合補助金事業によって行いたいということでございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） 私の方から、資料の5ページの、中山間農業活性化事業の機械施設レンタル事業についてご答弁させていただきたいと思います。

この資料の中で、事業概要のところ、ハウス遮光設備（シェード）整備7戸となっておりますが、部会員が7戸でございまして、現場で農家の方と話す中で、そのハウスの構造上、どうしても遮光のシェードが設置できないという方、それから既に設置している方もございまして、実際に、話をする中で、最終的には4戸ということになっておりますので訂正をお願いしたいと思います。

基本的には重油の高騰によります対策の一部でございしますが、実はお話をお伺いしますと、60万の収益を上げるのに80万の重油代がかかると言われておりまして、そんならつくらん方がえいじゃないかというお話ですが、大正のスプレー菊につきましては10年ぐらい前から大正町挙げて取り組んでおりまして、周年出荷の産地ということで、年に3.1から3.4作ぐらいつくられておるようでございます。年間を通じて出荷をするということで、産地としての信頼が厚いということも聞いておりまして、何とかこれをせないかんという思いがございまして、それで結局重油が余計要ということは、温める面積を狭くする、ハウスが全体ございまして、温める面積を狭くすることによって重油の削減を目指すということで、自動で遮へいのシェードを時間であけたり閉めたりしながら、重油の燃料の削減を図っていこうと。

それと花卉、花はですね、基本的にほかの農産物よりか3度から5度設定温度が高うございます。キュウリやったら12度ぐらいが冬場の温度ながですが、スプレー菊は最低でも16度は要ということで、大変重油をよけ使う作物でございまして。それと16度の設定をですね、燃料が高いき下げてしまいますと花の秀品率が落ちる、白い花が真っ白くないような状態もございまして。それと、この自動シェードをつけることによって、冬場の秀品率のアップもありますし、原油使用料を減らすこともございまして、それから夏場の今度、高温に対して日よけをすることによりまして対策ができるということでございまして。他の市町村でどうかということもありますが、他の市町村でスプレー菊やっているところも多分ほとんどないと思うんですが、普及センターの方で試算していただいたら、30%重油の消費量を削減できると。農家の負担金にとりましても、1.2年ぐらいで負担金の方は、自己負担の部分については返していけるというようなことで、ぜひお願いをしたい

というふうに考えております。

なお、スプレー菊のみならず、ほかの作物も、燃料をたく農作物たくさんございます。ただ、国の方でも原油高騰対策でいろんな事業を組み立てております。スプレー菊の場合には7戸で4戸しかできないと、国の事業の場合には5戸以上というような制限もありまして、国の事業については対応できんということで、県単事業の方でお願いをしておるところでございます。また、なお、JA四万十につきましては部会員数も多いということで、JA四万十の方にも、「国の事業に乗ってやりませんか」というお話は申し上げておりますが、今、現在のところやりたいその作物、部会等が今のところないというような状況でございます。

それはどういう形か言いましたら、軸がありまして、そこにシェードを巻き上げる、モーターで巻き上げて、時間設定して、その時間になればモーターでふさいだり開けたりするような施設で、ぬくめる面積を狭めようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和産業建設課長（岡本順一君） 道の駅道路標識整備事業についてご説明を申し上げたいと思います。

これの中でご質問ありました、通行量の増加についてでございますが、この施設を計画をいたしましたときに、平成11年度の交通センサスをもとにしまして計算をしておるがですけれども、この段階での見込みが年間11万4,000台というふうに見込んでおりました。これまでの道の駅の売り上げ実績の客数をもとにしまして、立ち寄り率から逆算をしまして通過台数をはじき出したがですけれども、これによりますと約3倍の数字が出てきております。けれども1年間ということで、これから12月から3月までは夏場の4分の1ぐらいというふうに見込んではおるがですけれども、そういう見込みの数値がありますので、確実な数値ではないかとも思います。それと地域の方々からの聞き取り調査の中でも、増加したというような感触を受けておるところです。

それと、これから先ですけれども、今、道の駅には半家バイパス効果もあると思うがですけれども、大型バスが入ってくるようになりました。この入ってきていただいております関係者の方の中から話を聞きますと、これからの観光スポットといいますか、そういうがにつきましては「秘境めぐりの旅」、こういうふうな感じの観光企画がこれからどんどん増加するというお話もお伺いをしておりますし、現実に大正の一の又温泉と黒尊溪谷です

かね、これをセットにしたようなツアーも計画をされたところです。

それと道の駅の経営状態についてですけれども、当初の計画の段階では、1年間の売り上げ予定が一応6,500万ぐらいを見込んでおりました。現在、10月を回ったところで一応6,900万という数字が出てはおりますが、まだ、これから11月から3月までは維持費としては当然要りますけれども、収入は余り見込めないということもありまして、当初の計画は上回ってはおりますが、厳しい状態であるということは変わらないというふうに考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 道の駅に関してはまだ始まったばかりですので、ぜひとも指定管理者の四万十ドラマとともども商品開発等も行って、経営向上に向けて頑張ってやっていただきたいと思います。

それから、その一番初めの江師のがですけれども、これ、具体的に、じゃ、こういったところへ付加価値をつけて出荷すると、そこまでのまだ具体策は現在ではできてないということですか。

○議長（味元和義君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） ご質問にお答えします。

そこまでの付加価値をつけるとかいうところまでは現在至っておりません。とにかく、野菜、そこでポット等をつくりまして、試験的につくって、そのものをまずは江師地区の集落の方々に配布して、それを生産すると。それを、生産したものをこういった量販店とかいうところに持って行けば有利な形で販売ができるのかとかいうものを研究しながら進めていきたいということが、まず前段であります。

○議長（味元和義君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） ぜひともこれ、いわゆる農家の方々というのは、つくる方には専門ですので一生懸命やりますけれども、あと、どう付加価値つけて販売ルートとか、そういったところがちょっと苦手なというか面もありますんで、いろんな方々のアドバイスいただきながら、ぜひともそういった付加価値つけての販売を、ルートを開拓して、現金収入に結びつけていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 再質問で何点かお聞きしてみたいと思います。

まず、16ページの2款1項2目の中に広報広聴費というのが、わずかな金額ですが、100万円見ておられます。これは今議会の宮崎議員の質問にもあったと思いますけれども、これは委託の一つの形態にもよると思うんですけれども、広報なんかでしたら年間何回発行とか、そして何ページとか限られておりますんで、比較的当初予算に計上しやすいとか、厳密なものが出てくると思うんですけれども、ここに出ているのは、委託内容を聞きたいわけですが、今回、増額みておられる内容等をご説明願いたいと思います。

それと同じ内容になりますが、私もこれ、よくわかりません。23ページの3款民生費の2項、2目、13節の委託料、私立保育所運営委託料というのが2,178万ですか、こういった多額のものを見ておられますけれども、この内容について教えてほしいと思います。

そして、道の駅は出ましたね、31ページの、これは6款、1項、19節、桧生原地区の集会所に1,800万余り補助金が見ておられます。これは説明資料の方にも入っておるわけですが、この補助金は建設費用の何パーセントを見ておられるのか。そしてまた、これは桧生原の婦人の家の立ち退きをその財源に充てるみたいですが、これは多分、この桧生原の家は集会所条例の中に規定されておまして、町有だろうと思うんです。ところが、この桧生原の集会所の建設はこういった説明があります。「桧生原地区が主体となって建設する」という文言が書かれておりますが、これは桧生原地区に町有のものを、いわば、今まであったものを新たに建設するのか、でなければ、私が疑問に思うのは、やはり私どもの小さな部落でも、以前、集会所を建設したことはあります。そのときには、多分パーセント的に間違っているかもしれませんが、約15%の自己負担金が必要でした。となるとですね、これは桧生原地区が主体となつてするのであれば、これは私は部落の集会所と見ていいと、条例から外していいと思うわけですが、その点、あやふやでありますので、お聞きしてみたいと思います。

それと先ほどケーブルについての質疑は、山上議員の方からかなり懇切丁寧にありましたので、私は結論的なことをお聞きしたいわけですが、今、課金率が70%で、普通の方が1,000円、そしてインターネット入ると2,500円でしたかね、3,500円というような見ておられます。この課金率によって、大幅な根底の見直しが必要なのではないと思うわけですが、せんだっての議員協議会で企画課長の方から、最終

的にもう一度アンケートをとって、その結果を考えて、一部もしどうしても、例えこういうことだろうと思うんですけども、課金率といいますか、加入世帯がそれに達しなければ断念もあり得ますよという説明を受けたわけですけども、町長は先ほど来の答弁では、かなり力を持って、自信を持っておられるようですけども、最終的に、再アンケートの調査の結果、それが課金率70%に満たない場合はですね、これは町長にお聞きしたいわけですけども、万が一断念もあり得るのか、その点をお聞きしてみたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） まず最初に16ページですか、16ページの2款、1項の2目、広報広聴費の「広報しまんと」の作成委託料100万8,000円組んでおるわけなのですが、補正で、その内容について説明させていただきます。

広報については年間予算ということで当初組んだところです。その中では、新たにリニューアルするということで、そのページ数の一部については外注をしておくというような形で始めたところです。それで今回はそれから1年近くたったということで、プチ、片仮名で言うたらいけませんね、一部の更新といいますか、内容をちょっと変更していこうということで、この予算を組んだところです。

内容については、今まで広報、基本的には16ページという内容でやってきたわけなのですが、前回、ケーブルテレビについては特集号を4ページ組んだところですが、やっぱり16ページの範囲の中ではなかなか説明しにくい内容があるということで、できれば2ページなり4ページなりというボリュームの中で、その時々の特集のテーマを組んで、それに対する丁寧な説明をしていけるような形の編集方法にしようということで、1月号から予定をして、今、広報委員会等でも検討しているところです。その増ページになる、2ページなり、4ページになる増ページなる費用としてこの100万8,000円ですか、それプラスアルファの要因もあるわけなのですが、主はそのことで増額というふうに行っているところでございます。

それから、最後の質問にありましたケーブルの関係でございますけど、これについては、町長の先ほどの答弁の中にもありましたが、50%、70%はこの事業を進めて行く判断材料としてしておったというような話でした。それで実際、これから事業説明を各地区でやりながら、その中で仮加入申込書というような確認をとるわけなのですが、そのときに余りにも低いと、現実のアンケートではこれであったわけなのですが、現実、それが3

0%とか20%とかそういった状態では、なかなか受益者負担での運営というのは困難であるということで、その実施設計の段階、各地区での事業説明をし、仮加入申込書の少ないという段階では断念もあり得るということを説明したところです。その内容については、また町長の方からもお話あると思うわけなのですけど。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） ケーブルシステムについてでございますが、冒頭、企画課長の方からご報告を申し上げましたように、現時点における加入すると、いわゆる課金率といえますか、期待できる方々は59.2%ということでございますが、これはあくまでも無作為抽出法による結果でございまして、全世帯の実態調査ではないということはありますが、この数値については私は一定信憑性があるというふうに思っております。

現状で7割を若干切ることにはなりますが、先ほど、山上議員のご質問に対してお答えをしましたように、やはり地デジへの対応はもちろんですけれども、さまざまな交通手段の確保、これは防災行政無線にかわるものとしての整備の必要性、そういうことを含めまして議会の皆さん方のご理解もいただきつつ、推進をしてみたいというふうに考えております。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 先ほどの私立保育所の委託についてご説明をいたします。

これにつきましては、子供の増減によって、それに伴う中で金額が増減いたしてくるわけでございます。特に子供さんが増えることによってのその処遇のことで、一人当たりの単価と申しますか、保育単価というのが決まっておりますので、子供さんが入ることによってその内容が変わってきます。それと、そのことによって職員、要するに臨時職員も含めて雇いもせないけませんので、その分が入ってくるわけです。そういうのを計算されまして、国と県と町とで割り振るということになっていこうかと思います。

このことが上がってきますと、その下にある、負担金というのが出てくると思いますが、マイナスの419万5,000円と。子供が入ることによって合理化されてきてまして、その部分のお金が、町が出しよった分を国と県と町の、要するにルール分で処理ができます。その分で、先にそれで、子供が増えたことによって整理がつきますので、その残り分が町単となってきますので、その部分で今回子供さんが増えたことで、若干、町の持ち出しの部分国、県の方の補助に入れることができたということで、安くなっていくというよう

な仕組みになっております。なかなか理解しにくいかもしれませんが、そういうような内容であります。

○議長（味元和義君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） 桧生原地区の集会所建設についてお答え申し上げたいと思います。

議員さんご指摘のとおり県道小味野々川口線の拡幅によりまして、現在、町の持っております桧生原農村婦人の家が移転対象になりまして、町の持ち物でございますので、歳入では13ページの方に記載させていただいておりますが、雑入の方で、「県道改良に伴う物件移転補償費」ということで1,857万6,000円と、それと、その前の12ページですね、「土地建物売払収入」ということで用地費、用地、土地も町有地でございましたので、193万予算計上させていただいております。

旧の窪川地域ではそれぞれの地域に集会所がございまして、それぞれの地域の集会所につきましては補助事業で建てたもんについては、耐用年数が過ぎたもんについては基本的に集落の方で管理していただくということで、集落の方に譲渡する方向でずっと動いております。それで各地域の基幹的なコミュニティーセンター、立西町民会館、仁井田町民会館、影野町民会館、それから東又の基幹集落センターについては、一集落が使うんでなくて、地域のコミュニティーセンターということで直営で管理をしていくという方向でございましたので、この部分につきましては移転補償費の範囲内で、桧生原集落に補助金で、その補助金の範囲内で建てていただきたいということで、それで、うちの方は3月末までに前の集会所の方を取り除き等もせないきませんので、3月に条例廃止の方を考えております。

なお、この移転補償費なのですが、実はこれはもともと桧生原小学校で使っておりましたところでしたので、裏に広い敷地が、また町有地がございます、運動場やった部分やと思うんですが。それで土木の方はどうしても、引き家工法といいまして、引っ張ってやるのしか積算をしてくれませんでした。新たに建てかえて積算していただいたらかなりもっと大きな金額になったと思うんですが、ジャッキで上げて引っ張っていく。この桧生原集会所も建ててから30年超えておりますので、それで果たしてええのかということもございまして、移転補償費の範囲内で集会所の方を建てていただきたいということで予算計上の方をさせていただいております。現在、設計書見積中でございまして、どれだけの金額になるか、今のところちょっとまだ発注も、もちろん予算もついておりませんので、発注も

しておりませんので、設計書ができたような状況でございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） まず、その集会所の件ですが、基幹集落には補助金で建てようと。

私、条例調べましたら、町条例で規定されているものが23カ所ありますね。あとは教育委員会の方で教育的な集会所はあるかもしれませんが、従来から私は、これは小さい部落にとっては、全部建設も、そして管理・運営・修理も小さい部落はやっておるわけですね。ということから、これはたまたま町の立ち退きでその補助金が出たということで、全額を補償するようですけども、私は桧生原地区は基幹集落センターに相当するからなっておるんだとは思いますが、やはり極端に言えば、これから15%引いたものを補助して、15%は地域負担にしていくのが公平公正の何から言いましたら、特に小さな部落というのは非常に財政的に圧迫する持ち出しがいますよ。それで、今聞いておりますと、町営で一応建てて、そして来年度ですか、次の条例改正でのけていくという、お聞きしたのですが、それ、間違いないですね。

それと、もう一点、次にそのケーブルですが、私がお聞きしたかったのは、努力するというのはわかりますけれども、私も基本的にはケーブルテレビは整備しなきゃならんと思っておりますけれども、やはり根底から課金率が計算違いになれば、先ほど町長からの説明では、特別交付税でも出るからということもありましたけれども、しかし、入らない家庭に対しては不公平が生じると。特交で入ろうが何しようが、一般財源からしようが、不公平に入るということで、やはり余りに極端に少ないとやはり政治的決断といいますか、それで断念も私はやむを得ざるんじゃないかなと思って、町長の考えをお聞きしたかったわけでございます。

そして委託の分ですが、委託はよくわかりましたが、わかりましたというたがわかりませんが、やはり前もって、その委託の形態だと思うんですよ、例えば保育園なら保育園の委託、私立保育園で。私の頭の中では、委託というのは年間でもうこれぐらいで、相互でヒアリングしてやってくださいよというものがあって、しかし、不慮の事故とかそういった場合にあったらこれは町が補償しようというのが、僕の頭ではそれが委託の形態だと思うんですが、どうも今聞いておると、広報にしても一部委託ということで、全面委託がいいのか悪いのかわかりませんが、予算の立て方でひとつシンプルなものになるん

ではないかと思っておりますが、その点、どうなのでしょう、お聞きしてみたいと思います。お願いします。

○議長（味元和義君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） 私のご説明が十分でなかったかと思いますが、桧生原集落は基幹的な集落ということではなくて、川口いうところがございまして、そこに立西町民会館というコミュニティーセンターがございます。桧生原についてはそこからかなり入ったところでございます。もともと町が建てた桧生原農村婦人の家というので町が管理をしておりましたが、当然、現在では指定管理にしまして全部地元で管理で、火災保険料だけ町が出しておるというような状況です。

それで、もともと町の土地というか、町の建物だったんで、元来それが立ち退きになれば町の方が集会所建設するのが本筋でございますが、地元の方でいろいろ工夫もされて、地元が主体でその集会所も建てたいという要望もございまして、町が建てて払い下げをするのではなくて、地元の方に補助金を出して地元が主体で建てていただくということでございます。それで、今の建物については、裏に新しい集会所ができましたら取り壊しにかかるということでございます。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 広報の関係でお答えいたしたいと思います。

この広報の委託に関しては昨年度ですか、行財政改革の実施計画を策定いたしました。その中で行政がやらなければならない部分と行政がやらなくてもいい部分ということで、なるべく地域にお金が落ちるようにということを踏まえて、民間委託も進める一つの柱となっております。その中で検討する中に、この広報の編集の仕方、作成の仕方ということも一つの課題でありました。

そういったことで、全体像の中で5月の段階で契約をして、今の広報の体制になったところなんです。というのも、全部を民間委託というのはなかなか、行政情報の提供という役割もありますので、それはできないということもありまして、ページ枠を示しながら、当初3ページということであったわけなのですが、それで委託をかけてやったところなんです。そういうことで、今回、運営を6カ月ぐらいやる中で、もう一回、もう少し増ページをということも判断を踏まえて、その特集ページを組み入れるということになったところなんです。

それから言い忘れましたけど、それプラスに広告収入も上げていこうというのが、行財政改革の一つにありました。それもあわせてやっていくということで、広報の1ページの

うちの4分の1ページを、4こま広告をとるような形で進めております。そういったことでのページの減もあるということで、それにプラスの増ページも含めてこういう形になったところです。ちなみに歳入の方には、広告の収入も18万でしたか、入れておるところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） ケーブルテレビの加入意向調査の結果については、先ほどご報告をしたところでございまして、現時点では59.2ということでございますが、わからないという方が20%を超えておるという事実もございます。

今後、事業を進めていく中で、企画課長の方からもご答弁申し上げましたが、加入するかどうかの契約等も、これは全世帯向けて確認をしていかんといかんわけでもございまして、その段階において独立採算が難しいといった極端な加入率、契約数というものが少なければ、これは断念をせざるを得ないこともあり得るというふうに思っております。ということです。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 先ほど、保育の方でございますけれども、本来ならば、最初に決めたらずっとそれでいくかどうかという話でもございますが、園児に1人に対して単価も決められておりまして、途中での入所がかなりあります。今回も私立の方が20数名多分入っていると思うんですが、そういうことで子供の増減がありますので、減った場合には当然その補助の方も減っていきますし、増えた場合にはそれに伴う経費については見えていますので、なかなか定まった状況にはならないのが現状でございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 最後になりましたが、委託の分についてですが、私が言うのは、それは途中でいろいろ変動あるでしょう。あるでしょうが、それは両者の、委託契約先と折半といいますか話し合いでやったらえいことで、私が言うのは、どーんと知らせてした方が予算の立て方もシンプルになるし、わかりやすいんじゃないかということをお聞きしたかったわけです。

それとケーブルですが、ケーブルは町長が言いましたように、これは運営費に独立採算が欠けることであれば断念せざるを得ないということでありますが、しかし、鋭意努力し

て、ひとつ住民の方々の説得に回っていただきたいと思います。

それと、えらいこだわるようですけれども集会所ですが、桧生原地区は基幹集落センターではないということで、従来からの補助金で建っておったから、町条例に乗って町の管理で管理運営をやっておると。今、指定管理者制度ですかね、やっておるということですが、これは、やはり私、大正町議会のと時から申し上げました、公平さに欠けるんじゃないかということありますんで、全部が全部、部落単位の集会所にしないで、条例から外しなさいよと言うつもりはありません。しかし、やはり公平公正の観点からいえば受益者負担といいますか、地域の方々にそれなりの負担金というものは、私はもらってしかるべきであると思っておりますので、今後、集会所については十分検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 答弁はえいですか。

質疑の途中ですが、昼食のため、ただいまより1時まで休憩をいたします。

午前11時51分 休憩

午後12時57分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き質疑を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） 2点ほど、2点、3点ほどかな、お伺いしたいんですが。

24ページ、3款、2項の5目、それから15節、18節にゼロ歳児に対する保育関係設備整備工事費と、それから、その後にありますゼロ歳児保育関係備品、こういった予算が組まれておりますが、これは公立保育所ということで、ひょっと見付保育所のことかなとも思いますが、これは、今後、ゼロ歳児保育への取り組みをやるのか、今あるゼロ歳児保育でどこぞよそでやりよって、その施設整備とかいうものに係るもんか、そのところを聞きたいと思います。

というのは、見付保育園、ゼロ歳児保育を今うんと話題になっていますわね。若い保護者の方も増えられて、ゼロ歳児保育をやっていただきたいというような要望もされておって、そういった中で、来年度に向けてのそういったものの前倒しでそういった計画を立てられておるかということが1点、それについてのご説明をお願いします。

それから、先ほど下元議員からもありました。質問のあったその半家バイパスに係るす

るこの道の駅の道路標識の整備でございますが、これはですね、一財から500万、それから県、国の方から500万ということで1,000万という、これ、考えたら、看板つけるにこれほど太い金がかかるのかということも感じます。

それで、これは当然、国道に設置するということであれば、非常にそれはもういろんな機材がかかって高いもんにつくと。今言われておるその補助金を使うとですね、これでええじゃないかというような予算の取り方ではなかなかできないと。かえって補助金を入れらったらですね、地元の看板屋さんに頼んで、道路へ取りつけるんじゃなくて道路の縁へ、今、根元原にもありますが、例えば松葉川温泉の看板を立てるには、道路から外れた部分へ、民有地へ立つかどうかわかりませんが、そういった形で立ててますよね。そうすると非常に安い上がりでよね、何ぼ、どのくらいの金額でいくかわかりませんが、少のうても500万もありゃあもう上等の看板がつけりゃせんろうかと思います。その補助金を500万円もらうために、それが1,000万もかけてやらんといかんような工事かどうか、この辺についても少しお聞きいたしたいと思います。

まずはその2点について、ご説明をお願いします。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お答えいたします。

ゼロ歳児の件でございますが、従来ゼロ歳児を、旧町村単位に1カ所というふうな形で整備していくかどうかというふうな方向で考えておりました。現在、昭和保育所でもやっていますし、窪川保育所でもやっております。

その中で、窪川地区においては、ゼロ歳児の保育の要望が大変強うございました。その中で、窪川保育所で定員9名でやっておりましたけれども、現在、最大限12名まで増やしましてやっておりますが、もうこれが限界でございまして、これ以上のゼロ歳児の受け入れが難しい。そういう中で、一番近い見付保育所において、今回空き教室もあるということも含めまして、ゼロ歳児の保育を来春からできるようにということで、今回お願いをするような形になったという状況でございます。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和産業建設課長（岡本順一君） 道の駅道路標識のことにつきましてお答えを申し上げます。

この道の駅の表示につきましては、主に現在国道に、いろんな箇所に表示看板、行き先のついた看板が至るところにもあるがですけども、その裏看板を利用して設置しようとい

うことで計画をしております、主に５６号線と３８１号線の分岐、大正地域にあります  
４３９号線と３８１号線の分岐、それと西土佐地域の４４１号線と３８１号線の分岐、こ  
の３つの駅に、現在ある国なり県が設置しております看板の裏を使わせてもらいまして、  
比較的安く上げろうということで計画はしております。

その地域に全部で７カ所一応計画をしております、その中でどうしても裏看板が利  
用できない部分についてのみ、２カ所については支柱ごしも計画をしております。支柱ご  
し計画もしますと大体２００万程度かかりまして、ほかにつきましては大体３０万から４  
０万、１カ所がですね、そういう計算になります。

それで、なお、道の駅が県の施設ということもありまして、県の方をお願いをしており  
まして協議を進めておるところですけれども、一応経費としては１，０００万計上してお  
りますが、この中で、県の方でも設置をしていただく方向で協議を進めておりまして、こ  
れが認められますと、経費が節減ができるというふうに計画はしております。

○議長（味元和義君）　５番山岡義正君。

○５番（山岡義正君）　先ほど説明を受けました。ゼロ歳児保育は来春に向けての定員を  
確保するということですが、当然、ことし取りかかるといっても、来年の当初予算からは  
上がってくると思いますが、それで募集の方法とか、それから定員をどのくらいにすると  
かいったことがわかりましたら、またそれを知らせてもらいたいと思います。

それともう一点、標識ですが、今聞くと、その支柱をやると１基が２００万、それから  
今言うように、その三、四十万、裏へやるとしたら。今、説明もありましたが、道の駅、  
当然ですが、あぐりでもそうですし、とおわでもそうですが、これはトイレの方は今言う  
ように県の施設で、そのトイレは県がつくったかね、あれ、県やと思いますが、その案内  
は、道の駅というのはそもそも国がそういった方針を出したわけです。そこへちょっと借  
って、その道の駅へ附帯したものはつくっちゅうけど、道の駅はどこにあるかということ  
については県が当然示しても構ん話じゃないかとも思いますので、ぜひその辺の折衝をう  
まいこと図っていただいたら、自分ところから金出さんでも県でやってもらえというよう  
なことも、考えていってもいいんじゃないかと思います。

それから重なりますが、もう一点。

町長、先ほどからケーブルテレビの基本計画についての予算づけが四十数万ということ  
でなっておりますが、実はそのケーブルテレビをやりゆう中で、長野県の南牧村ですかね、  
そこで話を伺ったときに、その運営費、これについては最初は特別交付金で必ず金がある

ぞと、そういった話を国の方からも説明があつて、そういった有線ケーブルテレビを始めた。

ところが何年かたつうちに、その特別交付金が入っちゃうというんですが、裏づけになるものは一つもないと。国は入りゆうは入りゆうけど、その特別交付金の中へ何ぼ入っちゃうやらもわからんと。こういった形が言われておりますが、聞いてきたわけですが。これは国はいよいよ勝手なこと言うて、やれやれ言うて特別交付金で処置するけど、実際その現場の方は何ぼ入りよるやらわからんというようなことが長年やっていくと言われておりますが、そういったところの詰めをもうちょっと何でしたら、もし計画されて、特別交付金で、先ほど町長が手だてがあるというお話も伺いましたので、その辺を国にどのようにお聞きをしちゅうかを、お伺いしたいんですが、構いませんか。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 特別交付税につきましては、それぞれの町村自治体の特別な財政需要というものに対応して交付をされるというシステムになっておりますが、ご案内のとおり、最終的には総額で提供、配分をされるということになりまして、具体的にそれじゃどれくらいそれに見合った、あるいは実際要する経費がカバーされているかどうか、その辺はこれまでもケーブルテレビに限らず、すべてのものについて言えることであるのではないかというふうに思っております。

ただそれ相応の、これは本町としたら、ただ財政需要が出てくるわけですから、額そのもの、あるいは率はともかくとして、相当額はカバーされるというふうにとらえております。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和産業建設課長（岡本順一君） 標識のことについてお答えをいたします。

現在3つの道の駅がありまして、それぞれの道の駅が2キロ前と200メートル前とか、4キロ前と1キロ前とか、そういうふうに大体道の駅の片側に2カ所ぐらいの表示は、県の方で今までしてもらっております。

そういう県の費用を持ちましてやってもろうた部分もあるがですけども、その上にこれからのいろんな、何て言いますか、これから観光の面で、なるべくこの四万十町を横断しております381号線に人の流れをつくろうということで、この計画は上げております。なるべくそういう面でのことも出しながら、経費節減も図っていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） ゼロ歳児のですね、いつから始めるかということと、その中の定員ということでございますが、今回、予算の方が通りますと、4月から実施していきたいというのが1点でございます。定員としましては6名を今のところ考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） 町長のお話はうんとわかりました。具体的な数字は出んということで承知しておりますが、ぜひそういった面、運営費等についてもし、まだ決まったわけではございませんが、運営費等の積算のときにやはりそういったことも念頭に一つお考えいただきたいと思います。

また、この道の駅の看板につきましては今説明がありましたように、こういったことをどんどんどんどんやっていく場合に、前年から言われておりますが、地元の看板屋さんを使うとか、そういった特に県なんかの仕事になると特定の業者に偏る可能性も特に多いわけで、そういった面で、一般財源から繰り出しをして使う場合には、地元の産業育成ということもあって、地元業者をなるべく使ってそういった工事をやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 1件だけ、50ページですけども。

農業土木の災害復旧ということですが、既にここに600万ですか、出ておりますが、既に発注しているというところもあるということで、これは見越しで発注してるわけじゃないと思いますが、この部分は後に植えたということで、来季の農作業ですか、そういったことに差し支える、支障というか、そういったことはない、既に発注してるのはまあいいですけども、そこら辺、どんなものでしょうか。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） お答えします。

今年度の農業土木災害につきましては、四万十町全体で37件ございます。そのうちの31件が既決予算で発注できております。今回の補正は、残り6件に対する補正でござい

まして、通りますと順次発注をして、来春の作付には間に合わせたいと考えております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

2 番岡峯久雄君。

○2 番（岡峯久雄君） 2 点について質疑をいたします。

まず1 点目です、予算書1 6 ページ4 目、1 3 節。先ほどから山上議員、田邊議員、それから山岡議員より質疑がありました。重複する部分については省き、答弁のあった部分についても省きまして、私、この件に関しまして、自分は十和の中でケーブルテレビを6 年間利用した1 人としても、6 日の協議会で資料をいただいたわけですが、午前中に担当課長より数字の訂正がありましたけれども、そういう中ではまだ不安があります。というのは、やはり一般質問の中でも宮崎議員が言われたように、1 0 0 %の加入という部分で、1 0 0 %加入していただければいいわけですが、そうでなかった場合です。

ケーブルテレビは行政からの情報等、いろいろと流すようになると思います。町の施設として、未加入者に対して行政サービスをどういうふうに考えているのかというのを、そこを伺いたいと思います。

2 点目については、予算書の3 1 ページの3 目の1 9 節です。

農地・水・環境保全向上対策支援交付金というのが7 6 2 万6 , 0 0 0 円減額となっておりますけれども、その理由と今後の対応策を伺います。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 未加入者に対する行政としての役割をどうしていくかということだと思います。

十和のケーブルの場合にはまあ1 0 0 %近い加入ということで、なおかつ屋外の音声告知もしながら、屋内の告知端末も置くという、手厚い行政情報、災害情報の提供をする役割を担っておったわけなんですけど、基本的にこのケーブルシステムを計画する段階では、どうするかという検討した段階では、屋内端末をやると非常に予算もかかるということで、当初の段階では屋外に告知放送を設置、既存のものを含めて2 0 0 カ所ぐらい設置するというような計画をしたところなんです。それで基本的な災害なりの吹鳴と、火災であればどこが火事といったような緊急の連絡を屋外でするということで、未加入者もそれで確知できるような体制をとろうというようなことにしたところなんです。

ただ、ほかの、今年度事業しておる香川県のまんのう町があるわけなんですけど、そこ

の場合にはF T T Hというケーブルを引きながら、それは希望する加入者にはそれをやり、なおかつ個々の世帯にはI P告知端末というのを全力所設置して、要するに災害、行政の告知についてはそれで放送しておくというような体制もとっておるそうです。

そういった意味で、今後、予算の絡みもありますので、これから基本設計、実施設計の中でどれが一番費用対効果があるというか、そういうのは行政の役割として果たせねばならないとこですので、何らかの協議の中で検討していきたいというふうには考えているところです。

○議長（味元和義君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） ページ、31ページの、農地・水・環境保全向上対策支援交付金の762万6,000円の減額でございますが、これだけではちょっとわかりにくかったかと思います、大変申しわけないと思います。

この事業は本年度からの実施されました事業でございます、農道とか、農地農道、水路等の資源を、農業者だけでなく地域住民なども参加して、地域ぐるみで適切な保全管理を行う共同取り組み活動に対しまして出る制度でございます。

中山間地域等直接支払制度と若干内容が似たところもございます、当初、県の方、町の方でも中山間地域等直接支払制度と同様に、この制度も国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1という、中山間地域等直接支払制度と全く同じような仕組みでございましたので、当初予算を編成する段階では、県、国の交付金を町が受け取りまして、それぞれの協定した集落に交付するということで予算計上をしておりました。

ところが国の方がですね、今年度になりましてからそういう形ではなくて、高知県に、県内にそれぞれ取り組む市町村、それから県、それから土地改良事業団体連合会、今、水土里（みどり）ネットですかね、そこらを含めまして、資源保全地域協議会というのを設立せよという仕組みになりまして、その高知県資源保全地域協議会が国、県の補助金を受け取りまして、それに町村の負担分を受け取って、その協議会からそれぞれ協定を結んでおる集落に交付をするという仕組みに変わりましたので、今回、減額補正させていただいておりますのは、主に国、県の補助金は直接、資源保全地域協議会の方が受け取りますので、その分、主に減額させていただいて、町の一般財源分の支援金の部分だけが残っておるというような状況で、町が支出するのではなくて、資源保全地域協議会が支出をするという仕組みに変わりましたので、減額措置をさせていただいております。

ちなみにこれは当初は19年度のロケットスタートと、19年度から取り組まんと、5

年間の活動なのですが、来年以降取り組んでもいきませんよということで始まった制度ですが、大変参加者が、参加というか協定集落が少ないとちょっと国の方でも問題になっておりまして、来年以降も取り組みが可能ということになっておりまして、19年度では四十町で10地区ございまして、交付金の合計が1,146万840円というので確定しております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 2番岡峯久雄君。

○2番（岡峯久雄君） 農地・水・環境保全向上対策支援交付金についてはわかりました。ケーブルについてもう一点だけ。

6日の全員協議会での執行部の説明の中で、「民間委託化、もしくはその事業化の段階で指定管理者に委託するという方向で考えている」ということを言われたと思うがですけども、例えば、残念ながら十和のケーブルでも滞納者がおられます。滞納者が出ることを予想しますと、方式としてはこの間説明会の中ではF T T Hですかね、その方式でということ資料見てみますと、センター操作によって機械的な送信、停止ができるということらしいですけども、先ほど言いましたように町民への情報のサービスを考えますと、それと、やはり町長の公約でもある、一つであるということを見ると、やはり使用料イコール維持費ということになろうかと思えますんで、やはり町の思いも含めて、1,000円掛ける12カ月幾らと、あれ何ですかね、課金率ですか、そんなことも含めまして、単純に月に1,000円としたら、そのうちの何割かはやはり町が負担をしてでも、できるだけ安く町民に負担がかからないように、自分は持ち出しもしながらぜひ進めていただきたいと思います。

やはりまだまだ説明会も行くでしょうし、一応1,000円としての線はあるとしても、やはりそういうことも含めてぜひ一緒にやりましょうということを町民に説明もいただきながら、100%に向けて進めていただきたいと思いますと思っておりますが、その点については、先ほどからいろいろ質疑の中で町長の思いも含めて出ておりますけれども、再度、そういう、町ももっと負担を、お金を入れながら進めていくという方向に対してはどういうお考えでしょうか、伺います。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） まず最初に、滞納者対策といいますが、それについての疑似的なことを一つだけ、企画課として述べさせていただきます。

全員協議会でお話をしたところですが、現在のところ、このケーブルテレビシステムの方法としてはF T T Cという方法で、前段から6月の定例議会も説明したところであるわけなのですが、現在、それに似たような方式が十和の方式ということで、滞納者対策としては、基本的には何回も督促もしながら納付についての徴収を図りつつも、現実的には断線、線を切って電波を流さないようにする方式しかないということで、1回切ればまた今度つけるといいますかね、それをする作業の費用もかかったりして、納付者に負担もかかるということもあり、その断線をする作業を行ってこなかったわけなのですが、その費用も発生しないという意味では、そのF T T Hなりの方式になれば、センター側からの電氣的な信号操作でその電波を流さないようにすることができるということで、そういう意味では、当然一つの公共的なサービス、電波、放送ありますので、督促をしながら、なおかつ悪質であるということに対しての処分として、電氣的にできるということで簡単に止めることができると、強制的に止めれば多分日常的に電波のない、テレビ放送のない社会とはあり得ませんので、そういった意味では払っていただけることを強制できるかなという意味で言ったところです。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 利用料を納付しないからといって、即、機械的に、電氣的に送信を止めるということは私はしたくないというふうに思います。

国民としてのテレビ等を通じての知る権利というものが阻害をされるということもございしますが、そういったことから、あらゆる手を尽くして利用料については完納していただくような、そういう徴収体制を組んでいく必要があるだろうというふうに思っております。

それから、その1,000円の利用料ということでございますが、現在、想定をしておるこのシステムの中で、課金率7割ということを前提にして、なおかつ将来的な、安定的な運営を確保する上では1,000円が妥当なところであろうというふうに思っておりますけれども。これが大きく加入率が増えるとか、あるいは逆に減るとかいうことになってまいりますと、この1,000円という料金設定そのものも一定見直しをしていく必要があるかというふうに思っておりますが、しかし、いずれにしても1,000円、確かに今までなかったものを負担せんといかんということはあるかもわかりませんが、そんなに過重な負担ではないというふうにも考えておるところでございまして、基本的には、この1,000円の料金というものをベースにしながら、今後加入状況も高め、できるだけ利用料負担が少なくて済むような形にできれば幸いであるというふうに考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 予算書の29ページにありますが、労働費であります。

今回、しまんと町地域雇用促進協議会運営資金として200万貸し付けするわけですが、商工観光課長から、国の補助事業でありまして、3年間で5,000万ぐらい言いましたかね、補助金があるようではありますが、多分今回の貸し付けは、まだその補助金がおりにないための貸し付けだと思うわけですが、この雇用促進協議会の、多分この運営委員会の中で今後、事業についての検討がなされようかと思うわけですが、課長のお話によりますと、グリーンツーリズムと林業での雇用促進につなげていきたいということでありました。

ただ、いろいろ聞いてみますのに、これは協議会への国から直接の補助金になるわけでありまして、今まで旧中村、西土佐が、そこは億単位だったようですが、この補助金を受けたようです。ただそれが、ところによって非常に事業のやり方が違うようでありまして、旧中村では本当に行政がべったりで、行政が中心となってこれを行っていたと、西土佐ではこの協議会が、言うたら、言葉はちょっと悪いですけど、自由にいろいろな事業を、メニューをしながら使ったという経緯があるようです。

そういうように、これをいかに雇用につなげるような有利な事業としていくかということは問われてると思うわけですが、その点で、四万十町といたしましては行政がどれだけかかわってこの事業を民間のこの協議会と共にやっていくのか、特にグリーンツーリズムと林業ということで、多分いろんな事業を上げながらヒアリング受けてると思いますので、具体的にどういった事業を展開しようとしていこうとしているのか、その点をお聞きします。

○議長（味元和義君） 森商工観光課長。

○商工観光課長（森 芳明君） お答えをいたします。

地域雇用労働協議会の貸付金200万ということで計上しております。この200万については、当然、国から直接協議会へ金がおりにということで、ことしも12月から既に、今1月に向けての取り組みをしているわけですが、実際のところ3カ月に1回お金がおります。委託金ということでありますが、その中で、19年度についても2月ごろにしかお金がおりにないということで、そういう中で200万円の貸付金ということでございます。

次に、どういう事業を考えているかということですが、2本立てです。

森林資源利活用ということで、まずは森林整備のコーディネーターということで、四万十

作業道が今うちの中心の作業道ということで、視察も多く来ているわけですが、そういう中で作業道を抜くためにかなりの研修をしないと、コーディネーター的な人が生まれないということで、まあそういう事業と、そして、木材加工の技術を習得するということで、そういう素材を生かして木材の加工品はできないかということで、そういう事業も組み入れております。

次にグリーンツーリズムですが、これについても四万十川という大きな財産があります。そういう中で専門的なガイド、例えばカヌーのガイド、そしてラフティング、シーカヤック、それとツリーイング言いまして、木にザイルをかけて遊ぶというツリーイング、そういうガイド的な講習、それと農家民宿を育てていくということで、地産地消の料理実習とか、そういうメニューを考えております。

一応今から、実際のところのどういう事業をしていくかということは、今月から1人事業推進員が来ておりますので、そういう中で行政と一緒に、内容についてはもう少し具体化していくということで考えております。

今までは事務局的には商工観光課でやっておりましたが、この予算の中で、事業推進員ということで2名の給料と賃金が使えます。そういう中では、そういう事業推進員と商工観光課の職員で共同しながら事業を推進していくということでございます。

○議長（味元和義君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） もう一点、そしたらこの協議会のメンバー、どういうメンバーで構成されているのか。

○議長（味元和義君） 森商工観光課長

○商工観光課長（森 芳明君） 委員はですね、10名です。

商工会、議会、地域振興公社、四万十農協、窪川町の森林組合と、あと学識経験者ということで4名ということで、10名の組織でございます。

○議長（味元和義君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 事業内容は、主にソフト面に使われるんじゃないかなと思うわけですが、ただ多額な金額、補助金ですので、もっといろいろ使えるという私は思っておりますので、ぜひこれ、十分中で協議しながら、本当に雇用促進につながるような有意義な事業にしていきたいと思います。終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 段々、質問ありましたので、できるだけ質問がなかった点だけ行いたいと思いますが。

その前に町長、お願いしたいわけですが、前にも言った記憶があるわけですが、合併になって大変広い面積の中で予算も組まれるわけですが、今日の質疑も聞いておりまして、やはり例えば写真さえあれば、「ああ」ということで理解できる部分もあるんじゃないかなというように思うところもあるわけですよ。今、デジカメの時代ですので、特に重要な予算については、例えば桧生原の集会所の問題とか、今から質問します児童会館の問題など、場所がここだとかこうなれば、「ああ」というわけで、まあ事業課からも聞くわけですが。何かできることはやって、自分たちの仕事も、予算もろうたら、そしたら現地に行って確認をしたのが一番いいのはわかってますが、できればついでに、重要な予算については、ましてや写真がつけれるものであれば、つけていただければ余分な質問も省けるんじゃないかなというように私はずっと思ってたので、もしそういうことでできれば、例えば3月の当初予算あたりからお願いできればなという希望を述べて質問に入ります。

歳入で質問が余りありませんでしたが、交付税ばかりを聞くわけですが。いつも疑問に思うのは、提案説明でたしか留保額もまだ4,300万あるとかいうふうな提案もあったわけですが、どうしても普通交付税が今回もまた7,700万余り計上されました。9月でまた同じ質問してましたので、そのときも答弁あったかわかりませんが、どうしても今回またこれだけの交付税がここへ載ってくるというのが理解ができませんので、再度この額の計上した理由をお聞かせ願えればと思います。

それと、9ページのきらら大正、わずかな額ですが、恐らく、使用料の件が42万計上されてますが、ひょっとしたらあそこの一部で喫茶を経営された方が休業になったわけで、その減かなと思うんで、勝手な推測をしながら質問してるわけですが、もしそうなれば、あそこのスペースを今後ただ利用されるのを待つてそのままにしておくのか、それとも、それなりのお考えがあるのか、その点をお伺いをしてみたいというふうに思います。

それでは歳出へ入りますが、ページ、23ページで。

恐らくそうだろうと思うわけですが、たしか児童会館の整備工事費300万ですが、6月でしたか、教育民生常任委員会の方に、窪川小学校の一部にある放課後の児童・生徒を見る施設が、児童会館であったかどうか記憶もないままに言いゆうわけですが、それに伴う拡張整備工事だろうと思うわけですが、そうなのかどうなのか確認の意味で質問してみたいというふうに思います。

それと段々から桧生原の問題、桧生原の集会所補助金の問題ですが、私も聞こうかな思  
って、まあ大体理解ができたわけですが。ただ非常に1,850万の補助金というのは、  
先月大正地区・口打井川地域の集会所の落成もあったわけですが、あれがおよそ800万  
くらいの事業費のようです。それ以上、倍以上の桧生原地区の集会所の建設になると、大  
分大きな面積を建てかえるのかなというふうには推測をするしかありません、現実的に。  
どればあの坪数で今まであったのかどうなのかわからんわけですが、どれくらいの世帯の  
中で、どれくらいの坪数、前回、今までと同じ坪数の建築を予定されているのかどうなの  
か、世帯との関連で検討を自分自身してみたいと思いますので、どれくらいの世帯で、現  
在の婦人の家が面積がどれくらいなのか、お構いなければお願いをしてみたいと思います。

それと段々、農業の問題でだれも聞きませんでしたので、大正と道の駅については聞き  
ましたけれども、窪川の農大研修課用地井戸試掘委託事業の件でありますけれども。私も  
百姓してますので、施設園芸の中で水のない農業はできません。だから、井戸を試掘する  
ということになると思うわけですが、ただ、私はわかりませんが、この農大の研修施設の  
中には水の施設はなかったのかなというふうに単純にしか思いません。だから井戸を掘っ  
て用水施設整備をせなならんのかなと。普通、大体その施設があれば、水の施設はあるん  
じゃないかなというふうに単純にしか思いませんので、疑問に感じましたのでお伺いをしてみ  
たいというふうに思います。

それと課長から答弁あったわけですが、ただ、先ほども課長も遮光とか、遮光施設では  
こうじゃいうて手でやりますけども、私は大体手でやってもらえばわかるわけですけど、  
そんなのも、例えば既存のやってる施設をぽこんと撮ってみりゃ、こんなもんですと載せ  
れば、一々手でこう説明せんでも済むわけですよ、課長。だからもう一例ですけども、  
そういった意味で新しく補助事業等を導入する場合には、写真がぽんとあれば、ああ、こ  
ういうのをやるのかというふうに一目でわかりますので、余分な質問もせんでもええんじ  
ゃないかなと私は、愚問ですが言っておきます。とりあえずそれをお聞きします。

○議長（味元和義君） 森本財政班班長。

○総務課財政班長（森本吉彦君） お答えします、普通交付税の関係でございます。

今回その7,796万4,000円計上したがなぜかという話なのですが、12月  
補正の一般財源として必要額ということで、7,796万4,000円を留保しておりま  
した普通交付税の中から計上させていただきました。ちなみに今回計上した残りといまし  
まして、4,316万2,000円留保できる財源として留保しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 私の方からは、9ページのきらら大正使用料ということで、42万円の減ということのご質問ですので、お答えしたいと思います。

議員おっしゃられたように、喫茶店がこのたび4月から閉店になりました。当初予算ではその使用料を見込んでおりましたので、今回この減額ということになりました。

今後の活用方法につきまして私の方で考えて、再度募集かけて、また喫茶店等をやっていただける方ということの応募ということも考えておりましたけれども、いろいろありまして、ロビー等で喫煙ということをなるべくしないということも考えまして、そこを利用した喫煙所ということも考えたりもしておりますが、なお、きらら大正につきましては運営委員会等がございますので、まだその委員会等も開いておりません。ということで、今後そういう委員会の中で、ここの使用について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） ページ、23ページの児童会館のことについてお答えします。

議員言われるとおり、以前に見ていただきました窪川小学校の中にあります放課後児童クラブ、「うり坊クラブ」のことでございます。

一応、教育委員会、そして学校側とも話をしまして、隣接した部分で増築ができるということになりまして、その分の工事ということになりますのでよろしく願いをいたします。

○議長（味元和義君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） 桧生原集会所についてでございますが、1,850万、金額的に多いんじゃないかということでございますが、従前の四万十町桧生原農村婦人の家につきましては、規模が165平米ぐらいでございます。今回建築しようとしております、今現在の設計段階では150平米の建物を建設しております。ここの集落につきましては、花取踊り、花取ですかね、あれがありまして、ホールでかなり練習もされるということもございまして、若干広めにとっております。それと多分地震、台風等の災害によりまして、今現在、避難場所としても指定しておりますので、和室の方も準備しております。

す。戸数については33戸だったと記憶しております。正確な数字が要るようであれば、また調べたいと思います。

それから農大の研修用の井戸の試掘でございますが、もともと農大で農地として活用しておった時期もございましたが、実際には現在農大、以前一般質問でもご答弁したと思うんですが、かなり広い面積がございまして、全体面積としては20ヘクタールぐらいだったと思います、建物も入れましてですね。井戸の施設は2カ所ございます、それは今現在、アグリ体験塾と、それから環境保全型畑作振興センターの、2カ所の現在利用している農地に水の方を配水しておりまして、今やろうとしておりますのは未活用地、今現在農大が利用していない土地へ配水を、水を配るための井戸の試掘をしようということでございまして、うちの方もできるだけお金もかけたくないこともありまして、今ある井戸の方で分けていただけんろうかというようなご相談もしておりますが、現在の作付状況では、今のままだでも水が足らんというような状況があるということで、分けることは不可能やと言われておりますので、今回計上させていただいております。

それと大変、手で説明をした、格好悪かったかもしれませんが、できるだけわかりやすい説明の資料なりを準備するように努力したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） いや、決して農林水産課長のことだけ言うたがやなくて、すべての予算の中で写真があればわかることがありますので、そういったことを含めてやっていただきたいという希望を持っただけです。

それと財政班長でしたか、班長、それから答弁いただきました。12月補正に必要な額を留保してなかったら、交付税を7,900万等にしたということですが、ただわからんのは、普通、7月でしたか決定されますわね、額が、交付税がこればあだと。それでその額は、そのときには現金は入ってこんわけですが、当然決定された額というのは、歳入に見込めてええと思うわけですよ。普通やったら事業もそうだと思うんですけども、ヒアリングして国がオーケー、県がオーケー出た、その歳入歳出予算を載せると言うがですよ、事業費やったら。言うが何も、勝手な言いゆうがですよ、聞いてくださいよ。だから、交付税も決定された額がこれだけだということが、なぜ歳入に載せて、今必要ないけども歳出で予備費として置いちゃって、その都度、予備費からここへ移す方が素直な形ではないかなと。何か執行部だけ留保財源じゃいうて勝手に隠しちゃって、勝手じゃと言ひ方おか

しいかもしれませんが、その都度必要なけん、はい、こればあ、今回今月はこればあ要ります。そんながをなぜしなけりゃならんのかと。決定した額ですので、議会に対しても公表して決定されましたと、しかし今は必要ありませんので予備費に計上しておきますというのが一番ええスタイルじゃないかなと思うのですが、いかん理由があつたら言うて下さい。

○議長（味元和義君） 森本財政班班長。

○総務課財政班長（森本吉彦君） お答えします。

議員さんが言われますように、確かに予備費に計上か、こういう形で出していくかというがになるがですけど、予備費に計上いたしますと何千だとか何億とかいう形になりまして、はっきり言いましたら、執行部が勝手に使えるというようなことにも出てきますので、予備費にはそれほど多額のものを計上はしたくないということがありまして、留保しておいて、最終的には全部出します。それで、9月議会のときも、決定金額がこればあですよという説明もしておりますので、それで、これは昨年と同じ議論しているわけです、去年の今ごろも同じ議論したがですけど。

そういうことで、四万十町としてはこういうやり方でやっていきたいと思っております。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 去年もやったから。だから、不可解だから毎年やるがですよ、私が言いたいのは。理解が、解ければ言うことはないわけです。私、どっかしらの前助役に聞いたことあるがです。やはりそうすべきだと、私もある町ではそうすべきだということとを主張してきたという助役さんがおられるわけですよ。

ただ、その予備費に計上しちよって今、あなたとやりとりしかできんですがですが、本当は町長に聞くがですが、あなたが答えるから、あなたにしか顔向けれんですがですが、予備費に計上しちよって勝手に使えるいうたち予算、議会の議決がなきゃあ、専決でやられたらそれまでですけども、普通一般常識の中で、勝手に使うということも町長もあり得んし、議会もそのことは当たり前ですよ。だから税法上いかんというから私は引き下がるしかないわけですけども、その方がすっきりすりゃせんかということとを、去年も言うたらしいですが、だから疑問持つから言うがですよ、そうすることが私はベターだと思うわけです。だから毎年、また来年も言うかもしれませんよ、おったら。だからそういう、してほしいというがですよ。それがいかんという理由がありゃあしようがないです、引き下がるしかないけども。そうしたものが透明性のあることになりゃせんかということですよ、私が言いたい

のはね、町長、どうでしょうか。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 予備費も歳出でございます。

〔10番田邊哲夫君「そりゃそうです」と呼ぶ〕

特定の事業に充てるというものではございませんが、歳出の一つ。交付税がこれだけ入るから、余った分を予備費に積むということにしても、何で予備費をそれだけ太らさんといかんがかやという議論が出るだろうと思います。

去年もこの質問をいただきまして、我々としては、そのご指摘、反省も踏まえて、年間の交付税の決定額はこれだけございますと、その都度、補正予算のたびに交付税を何ぼ充当して、留保財源はこれだけストックを持っておりますということは、提案理由説明なり、行政報告で申し上げてきておりますので、それはそれで私は一番自然なやり方ではないかなというふうに思います。何も執行部が交付税を引っ込めといて、それで猫ばばを何とか、そういうつもりはさらさらありません。

〔10番田邊哲夫君「そりゃそうよ、だからオープンにして」  
と呼ぶ〕

それは公開をしてやってきておることですから、何ら問題ないというふうに思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第89号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第89号平成19年度四万十町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

議案第89号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまより2時15分まで休憩とします。

午後１時５５分 休憩

午後２時１３分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第８ 議案第９０号平成１９年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、日程第９ 議案第９１号平成１９年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第２号）、日程第１０ 議案第９２号平成１９年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第２号）、日程第１１ 議案第９３号平成１９年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第１号）、日程第１２ 議案第９４号平成１９年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第２号）、日程第１３ 議案第９５号平成１９年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、以上、議案第９０号から議案第９５号までの６議案を一括議題とします。この６議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第９０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第９０号平成１９年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第９０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第９０号は原案のとおり可決されました。

これより議案第９１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第91号平成19年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第91号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

これより議案第92号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第92号平成19年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第92号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

これより議案第93号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第93号平成19年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第93号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決さ

れました。

これより議案第 9 4 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 9 4 号平成 1 9 年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

議案第 9 4 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第 9 4 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 9 5 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 9 5 号平成 1 9 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

議案第 9 5 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第 9 5 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1 4 議案第 9 6 号平成 1 9 年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 1 5 議案第 9 7 号平成 1 9 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 1 6 議案第 9 8 号平成 1 9 年度四万十町ふるさとの森づくり事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 1 7 議案第 9 9 号平成 1 9 年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 1 8 議案第 1 0 0 号平成 1 9 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上議案第 9 6 号から議案第 1 0 0 号までの 5 議

案を一括議題とします。この5議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 議長がすぐに終結をしますので、手を挙げました。

今回、96号の簡易水道ですが、一般会計からの繰り入れをして、主な事業は給料に伴う諸手当、共済費が主な額であるわけですが。

今回、12月でこの給与等の補正をする理由についてお伺いをしてみたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 伊藤上下水道課長。

○上下水道課長（伊藤哲郎君） ご説明を申し上げます。

職員の会計間異動によりまして、上水道の会計から簡易水道へ1名職員を異動させた関係でございます。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今、担当課長から答弁いただいたわけですが、そうするとその580万という額がいつから異動にするのかしたのか、したということを今言われたわけですが。いつからいつまでの給料、手当、共済費の金額ですか。本来は、その区分けがわからんわけですが、1人の職員がいろんな仕事をしてますので、この水道だけじゃないと思うわけですが、いつからいつまでの今回の補正額でしょうか。

○議長（味元和義君） 伊藤上下水道課長。

○上下水道課長（伊藤哲郎君） 4月1日からでございます。それまでは、既決の予算を執行しておりました。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） 私は、議案第99号給与等集中処理の特会の会計の関係でございますが。

私これ、どうも不可解でならんのです、この特会が不可解でなりません。これを質問するに当たりましては、既に認可されておりますけれども、18年度決算の話から入らせていただきたいと思います。もちろん、もとより認定されておりますので、決算についての質問ではございませんので、関連がありますのでよろしくお願いしたいと思います。

ちょうど、これ、１８年度からできた特会ではないかと思うのですが、この１８年度におきましても、ちょうどこの１８年度の１２月の定例で補正が出されております。私は、補正が出されておりますから当然これは動いておるものだと、この特会は動いておると思っておりましたところ、決算が出ましたら歳入歳出ゼロ決算、それで予算はそのまま、歳出においては不用額いうものが出ておるわけです、これは済んだことでございます。

そういうことでございまして、本題に移りますが、１８年度補正がそうであったように、ことしの１９年度もまたこの１２月に補正が出ております。補正が出ると、増でも減でもこの会計は動いておるんだと、執行しておるんだとだれしも思うと思うんです。ですから私は１８年度１２月に補正が増であろうが減であろうが出たときは、手を上げて賛成したわけですが、先ほど申し上げましたように、歳入歳出ゼロ決算というようなことになったわけでございます。

それで本来なら、一般的に言えば、執行部が議会へ上程をしてきて、よかろうということで賛成多数で可決した議案が執行されていない、全く執行されていないことに、そういう場合には、まあ決算のことは言いませんが、通常、職務怠慢ではないかということになるのではないかとというように私個人は考えるわけであります。

そこで、１２月に今、減額で１，９００万ですか、出ておりますが、それはそれとして、果たしてこの特会会計が１８年度のことを考えてみると、活動しているのか、執行しているのかと４月から。１８年度が４月から執行していなかったのに、１２月に補正をしておるわけでありますから、今回も１２月に補正は出ておまして、あたかも動いておるようを感じるわけでありますが、本当にこれ、４月から予算執行しておるのかということを知りたいと思います。

それから歳入の原資、これがわからんのです。諸収入、給与等振替収入と書いてあります。この原資はこれ、一般会計からの繰り入れでもないし、どこから生まれてきておるのか、この原資の流れについてお尋ねしたい。

それから歳出が今回は減であります、それに比例したように歳入も減になっております。通常、歳入が一本でありますから、事は話はしよいわけですが、結局、何でしょうかこの特会については。歳出は増える、あるいは歳出が減る場合はそれに比例して、一本の歳入事項でございしますから、それが増えたり減ったりするということでございまいしょうか、そこらあたりお尋ねしたい。

それから歳出について、全部人件費です。この人件費は、この特会の仕事については何

人で、どういう仕事内容かわかりませんので、そこをひとつ後学のためにお教え願いたいと思います。詳しくかみ砕き、含ますように、優しくひとつご指導願いたいと思います。

○議長（味元和義君） 樋口総務課副課長。

○総務課副課長（樋口 寛君） お答えを申し上げます。

この当会計につきましては、職員の給与等の支払い事務を簡素化させるための会計でございます。全職員の給与については目的別に一般会計及び各特別会計に計上しておりますけれども、実際の支払いについては、一たんこの給与等集中処理特別会計から支払っておるということでございます。

ですから、4月から当然この会計ですべての職員の給与等について支払いをしておるということでございまして、逆に言いますと、一般会計ですとか他の特別会計に計上しております人件費等につきましては、執行しておらないということでございます。それで3月、年度末までの人件費の支払いが終了しました段階ですべて精算をいたしまして、一般会計に計上しておる職員は、その会計のその費目でという形で振替処理をするということでございます。ですから、4月からこの処理特別会計については会計で執行しているわけですが、決算段階ではすべての金額を、それぞれの会計のそれぞれの費目に振替処理をしますので、給与のこの会計については、決算額がなくなる振替をした段階でなくなって精算が行われるということでございます。

それで歳入についても、確かにわかりにくい歳入の計上の仕方なんですけれども、便宜上、事務処理を簡素化するために設けておる会計でございますので、歳出と同額を仮の歳入として、歳入歳出当然同額でないと予算は成り立ちませんので、そういう形で計上しておるということでございます。

それから職員数ですけれども、先ほど言いましたように、すべての会計の職員について計上しておりますので、340名の一般職員、それから4名の特別職、合わせまして344名の全職員分の給与等を計上しておるということでございます。

○議長（味元和義君） 25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） ああ、ちょっとわかってきた、そういうことか。

そしたらこれに出ておる何、手当らあは、それは全部ほかの一般会計とかそんながで計上されちゃう分がここへ集約されちゃうということになるわけ。どうしてこんなわからんようなことをやるがじゃろ、まあそういうことか。

それで、仕事の内容はこれはどんなになるがですか、内容は、この会計の仕事は。この

歳入の諸収入、このお金そのものは、もとはどこから出ゆうがですか、一般会計ですか。

○議長（味元和義君） 樋口総務課副課長。

○総務課副課長（樋口 寛君） お答えを申し上げたいと思います。

この会計の仕事の内容、職員の仕事の内容と言われますと非常に難しいわけですが、先ほど申し上げましたように、一般会計か特別会計に計上しておる職員のすべて、先ほど申されましたように、集約した形の給与等のみの会計でございますので、すべての仕事をしておる職員の給与等を計上しておるということでございます。

それから、その財源についても、ちょっと言葉は悪いかも知れませんが、かたち上、計上しておるということにして、最終的には各会計に人件費はもちろん計上しておるわけですので、そちらの方で支出するというので、決算額についてはゼロに、振りかえた時点でこの給与会計の決算額についてはゼロになるわけですので、かたち上、歳入については計上させていただいておるということでございます。

○議長（味元和義君） 25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） この議案と外れますが、その決算の話、今してくれましたから、お尋ねしておきたいです。

歳入歳出ゼロ決算と。それでありませうけれども、それはわかりました、その分はわかりましたが、予算上は予算減額してゼロにするわけじゃないんですか。予算額、そのまま不用額で残しておらあね、それはマイナスにしてゼロにするということじゃないですか、歳入歳出がゼロになった時点で。

○議長（味元和義君） 樋口総務課副課長。

○総務副課長（樋口 寛君） すべての人件費の精算ができますのが、3月の給料を支給した後でさまざまな調整を行いまして、結局、出納整理期間に入ることですので、出納整理期間に入って最終の振替処理をしてゼロにするわけでございますので、給与会計の予算額については最終の予算額をそのまま残しておく。時間的な余裕さえあれば両方ゼロにしても構わないと思いますけれども、それこそ事務処理上、最終の予算額についてはそのまま予算減額として残っておるということになります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第96号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第９６号平成１９年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第９６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第９６号は原案のとおり可決されました。

これより議案第９７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第９７号平成１９年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第９７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第９７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第９８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第９８号平成１９年度四万十町ふるさとの森づくり事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第９８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第 98 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 99 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 99 号平成 19 年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

議案第 99 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第 99 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 100 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 100 号平成 19 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

議案第 100 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第 100 号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 19 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題とします。議会改革特別委員会から中間報告を行いたい旨の申し出がっております。

お諮りします。

議会改革特別委員会からの中間報告を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会からの中間報告は、これを許可することに決定しました。

議会改革特別委員長宮地章一君。

○議会改革特別委員長（宮地章一君） 許可をいただきましたので、四万十町議会改革特別委員会の中間報告をさせていただきたいと思います。

去る３月に議員発議によりまして設置をされました議会改革特別委員会は、旧３カ町村を網羅した８名の委員で構成しており、任期は２年ということになっております。

これまでに４月、５月、１０月、１２月と４回の委員会を重ねてきたところでございます。あらゆる角度からいろんな活発な意見が出されておるところでございますが、当委員会といたしましては、みずからがみずからのことを決めていくという大変厳しい課題もあるわけですが、議員各位のご理解をいただきながら、町民に認めていただける議会に邁進していかなければならないというふうに思っております。委員会の議論の内容といたしましては、大きく３つの課題を挙げまして、議論を進めておるところでございます。

まず第１点といたしましては、議員定数についてでございます。２点目は、議員報酬について、そして３点目といたしまして、議会議員活動の活性化・活発化でございます。それと同時に議会の情報公開。以上の事柄を中心に論議を進めてきておるところでございます。これまでは県下３５市町村があるわけですが、全市町村の人口・面積・決算状況・議員定数・議員報酬などを調査をしながら、それをたたき台にして論議をしてきたところでもございます。

また、高知市議会が議会特別委員会を設置しておるという話も伺いましたので、議会の事務局の方に出向きながらご指導も仰ぎ、このことも参考にしながら委員会を進めておるところでございます。

これまでの大筋の議論を取りまとめておりますので、抜粋をしてご報告を申し上げたいというふうに思います。

まず議会運営の改革の意見としてでございますが、定例議会の傍聴機会を広げていく、あるいは議会と住民との公聴会を持つてはどうか、そしてまた、ケーブルテレビにより議会中継はできないか、あるいは移動議会は考えられないか、土日の議会開催の検討はできないかと、これはある市によってはやっておるところも聞いております。そしてまた、各常任委員会の活性化、それから一般質問の時間制限は現状でどうか、あるいは質疑

の3回は適当かどうかというふうな、いろいろ各論が出されておるわけでございますけれども、この議会運営の改革といたしましては、委員会経過途中であつてもできることはやっ払いこうということで、ケーブルテレビによる議会中継、当面、十和地区のケーブルテレビになるわけですが、できることはやっ払いこうじゃないかということで、この件と土日の議会開催の検討については、議会運営常任委員会の方に委託をいたしております。

次に、議員定数についてでございます。特に県下の類似市町村、いわゆる面積とか、あるいは人口とかが似通った市町村があるわけですが、この市町村などを一つの参考にしながら、町民1,000人に1人が適当ではないかと、あるいは18名から22名で検討してはどうかと、それから人口・面積を加味して検討しなければならない、あるいは住民の声も十分に考慮しながら検討していこうというふうな意見が出されておるところでございます。

また、議員報酬については、若い後継者、いわゆる議員のことでございますが、を育てていくためにもある一定の報酬は必要である、あるいは少数精鋭で一定の報酬は必要ではないかと、そしてまた議員報酬については最終的には四万十町特別職報酬と審議会があるが、当委員会でも一定の額を示すべきであろうと。そしてまた、本年執行部により1年限定の給与削減ということがあつておるわけですが、議員は4年間であると、これと同じように物事を判断するのはおかしいのではないかと、財政難の時期ある一定の削減は必要ではないかと、住民感情を考えると一定の削減は必要ではないかというふうな意見が出されておるところでございます。

以上のような進行状況が、4月、5月、11月の委員会の中では出てきたわけでございます。12月の委員会におきましては、政務調査費の是非、あるいは予算決算の審議の方法について議論をしたわけでございますが、政務調査費については、現状の中では政務調査費というのは控えておかなければならんだろうと。特に議会議員の活性化という観点から、議員が勉強するという意味で政務調査費もという意見も出されたわけですが、どうも現状の中で無理という判断をいたしております。また、予算決算の審議については、旧のそれぞれの町村の時代からいろんな方法がとられてきたわけでございますが、今回は特に、全員での特別委員会を設置すればいいのではないかという結論が、当委員会では出されておるところでございます。

以上、これまでの特別委員会の経過報告でございますが、議員各氏のご意見あるいはご指導をこの機会にいただければ非常にありがたいというふうに思っております。

また1点、先般、四万十町の未来を考える会の方から再三再四にわたって、特別委員会と意見交換会をしたいという要請もございました。この中で、議長、副議長、各常任委員長が出席をいたしまして、今、四万十町の未来を考える会の5名の方々と意見交換会も行いました。こういうことで、住民との意見交換会ということも含めながら、今後のこの委員会を進めていきたいというふうに考えております。

先ほど申し上げました議員定数と議員報酬については、2年間という任期をいただいておりますので、平成20年度、来年の6月から12月の間にこの件につきましては決定をしようじゃないかということになっております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） これで議会改革特別委員長の間接報告を終わります。

〔議会改革特別委員長「どうもありがとうございました」と呼ぶ〕

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第20 発議第24号四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

8番山上利嗣君。

○8番（山上利嗣君） 酒井、竹内、松下、田邊、宮地、林、岩井、氏原、各議員の賛同を得まして、四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会の設置について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をさせていただきます。

内容でございますが、四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会の設置について、次のとおり、四万十町議会ケーブルシステム設置特別委員会を設置するものとする。

記、名称は四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会といたします。

設置の根拠は、地方自治法第110条及び四万十町議会委員会条例第6条でございます。

目的につきましては、四万十町議会は、今議会に新四万十町ケーブルシステムの基本設計が予算計上されました。この事業の総事業費は大変大きく、また、情報配信の主要な施策であり、非常に性急な状況をかんがみますと、執行部と協調し並行して調査し、結論を得て議論・検討をすべきであります。

以上のことから、四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会を設置し、これに付託して、議会の閉会中はもとより、ケーブルシステムの調査活動を行うことを提案するもの

でございます。

なお、委員定数は9名、任期につきましては、この四万十町ケーブルシステム実施計画の決定までとするということでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（味元和義君） 19番梶原政利君。

○19番（梶原政利君） ただいま提案されました、ケーブルテレビシステムの調査特別委員会の目的のところ、1、2、3、4段目の右の端の方に、執行部と協調して、並行して調査し、結論を得て議論・検討すべきやと、これ、結論を得る前に議論・検討をすべきでないか。結論を得たらもう検討する必要はないというように思います。これは字句の訂正をする必要がありませんか、そういうように思います。

○8番（山上利嗣君） いいですかね。

この意味はですね、やはり一つ一つ物事を決めていくのに結論を出していきながら、自分たちもその結論に従って検討していくと、こういう意味の結論で、もう完全に終結してしまった結論ではなくて、相当数多くの案件をずっと整理していかないかと。特に、いろんな今までの執行部の説明を聞きましても、もうあの横文字からシステムはほとんどわからん状態でございます、一つ一つ勉強しながらという意味の結論でございます。それでどうしてもぐあいが悪ければ、皆様方のまたご意見をいただいて、それなりの修正はさせていただきます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） 任期のその期間になってますが、これ、新四万十町ケーブルシステムの実施計画の決定となっておりますが、決定ということになれば議会で諮らんといかんわけですが、これはその実施計画が策定された段階じゃないですかね。

〔8番山上利嗣君「策定して、それがもう議会へ出すという…  
…」と呼ぶ〕

出す形になったときが。

〔8番山上利嗣君「なったときが終わりですという意味です」

と呼ぶ]

終わりですね。

〔8 番山上利嗣君「その後、我々がここで、議会で議論をする  
という」と呼ぶ〕

すると。それでこれ決定となると、その終わるまでになってしまうよね、実施計画、これはもう決定せざったときには済まんよね、それで。これ実施計画が執行部の方から策定された段階で終わりじゃないろうかと思いますが、いかがですか。

○8 番（山上利嗣君） あくまで先ほど申しましたように、その案として執行部が、先ほど質問の中にもありましたように、その70%が大幅に減ったらどうするかというような状況も出てくると思います。そんなことで、要するにこれ、やろうというふうな結論が出た。それでそれは、それをやることによって議会として議論をせないかんと思いますので、そういう意味での決定という分でございますが、これも先ほど梶原さんの指摘のように、どうしても変えた方がいいとすれば、この字句訂正については後で検討させてもらいたいと思います。

○5 番（山岡義正君） わかりました。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発議第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第24号四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会の設置についてを採決します。

四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会を設置することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、四万十町のケーブルシステムについては、9人の委員で構成する四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会を設置し、こ

れに付託して議会の閉会中はもとより、ケーブルシステムの調査活動を行うことは可決されました。

ただいま設置が可決されました四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会の経費につきまして、当分の間は平成１９年度予算から支出するものいたします。

暫時休憩をします。

午後２時５２分 休憩

午後２時５３分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第２１ 四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま設置されました四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。

したがって、四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

四万十町議会委員会条例第１０条第１項の規定により、ただいまから四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会を議長より招集します。

平成１９年１２月１３日四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会様。

四万十町議会議長委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会を招集するから出席願います。

平成１９年１２月１３日午後２時５５分。場所は３階議員控室で行います。

四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会開会のため、ただいまより休憩をします。

午後２時５５分 休憩

午後３時１７分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会ケーブルシステム調査特別委員会から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので報告いたします。ケーブルシステム調査特別委員長山上利嗣君、ケーブルシステム調査特別副委員長岩井優之介君、以上の2人が決定しました。

なお、委員長より先ほどの目的の文面の修正の申し入れがありましたので、これを許可します。

ケーブルシステム調査特別委員長山上利嗣君。

○ケーブルシステム調査特別委員長（山上利嗣君） 先ほど委員会の委員のメンバーで、梶原議員さん、山岡議員さんのご指摘の部分につきまして修正をさせていただきました。文書はもう配りませんが、修正した部分だけを報告させていただきます。

「目的」の3行目、「非常に性急な状況を鑑みますと執行部と協調し、並行して調査・議論・検討し、委員会の結論を出します。」ということに直しました。

それから下の「任期」につきましては、「四万十町ケーブルシステム実施計画（案）」、（案）の決定までということに修正させていただきましたので、了承のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 委員長より修正の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第22 陳情第29号防火水槽についての陳情を議題とします。

この陳情につきましては、所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので報告を求めます。

総務常任委員長山上利嗣君。

○総務常任委員長（山上利嗣君） 陳情の審査結果についてご報告をいたします。

本委員会に付託されました陳情を慎重に審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号陳情第29号。

付託年月日平成19年12月5日。

件名は防火水槽の設置についての陳情でございました。消防署長含めて関係全員行きて、現地調査も行いました。結果といたしまして採択すべきものと決定をいたしました。なお全員一致でございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

総務常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第29号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第29号防火水槽についての陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第29号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第29号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第23 陳情第30号家族従業員の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書を議題とします。

この陳情につきましては、所管の産業常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので報告を求めます。

産業常任委員長松下和孝君。

○産業常任委員長（松下和孝君） それでは陳情の結果を報告いたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号陳情第30号。

付託年月日平成19年12月5日。

件名、家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を

求める陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定しております。決定されれば後でまた意見書を提出することになります。全員一致で決定いたしました。ご審議、ご検討、ご決定のほどよろしく申し上げます。

○議長（味元和義君） 産業常任委員長の報告が終わりました。

産業常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第30号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第30号家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第30号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第30号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第24 発議第25号生活保護基準の見直しを求める意見書案を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） お手元に配付をしております発議第25号ですが、提出者は私田邊、賛成者は教育民生常任委員、氏原、下元、吉村、橋本、山岡でございます。

生活保護基準の見直しを求める意見書案、次の、今申し上げました議案を、今から述べますとおり会議規則第14条の規定によって提出するものでございます。お手元に意見書

案は配付しておりますので、時間的にすべて読むつもりはありませんけれども、昨日も梶原議員からも一般質問で取り上げた問題でございます。

政府は来年度の予算編成の中で、生活保護基準の引き下げを行おうとしています。この生活保護の問題については、２００３年、２００４年、２回にわたって基準の引き下げを行ってきています。また今回の引き下げが実施をされますと、後段で書いておりますように生活保護だけではなく、さまざまな分野にわたって影響を与えることになりかねません。そういった意味で、生活保護基準の引き下げ中止と、老齢加算及び母子加算の廃止してました復活を行うように求めるものでございます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものでございます。

提出先は、衆参議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、担当厚生労働大臣あてでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（味元和義君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第２５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第２５号生活保護基準の見直しを求める意見書案を採決します。

発議第２５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、発議第２５号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第２５号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、

字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。

したがって、字句、その他整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程 25 発議第 26 号家族従業者の人権保障のため所得税法第 56 条の廃止を求める意見書案、日程第 26 発議第 27 号原油価格の高騰に関する対策を求める意見書案、以上発議第 26 号から発議第 27 号までの 2 件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

11 番松下和孝君。

○11 番（松下和孝君） 発議第 26 号。提出者、四万十町議会議員松下和孝、以下宮地章一、岡峯久雄、田邊客子、戸田健彦、牧野利恵子、池本公夫。

要件は、家族従業者の人権保障のため所得税法第 56 条の廃止を求める意見書案であります。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出します。

中身についてはお手元に配ってあるとおりであります。

提出先は、衆議院議長河野洋平、参議院議長江田五月、内閣総理大臣福田康夫、法務大臣鳩山邦夫、財務大臣額賀福志郎ということになっております。

発議第 27 号、これも産業常任委員会からであります。提出者松下和孝、以下宮地章一、岡峯久雄、田邊客子、戸田健彦、牧野利恵子、池本公夫。

原油価格の高騰に関する対策を求める意見書。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

中身については、皆さんにお配りしてるとおりであります。

高知県四万十町議会。

提出先、内閣総理大臣福田康夫、総務大臣増田寛也、財務大臣額賀福志郎、農林水産大臣若林正俊、経済産業大臣甘利明、国土交通大臣冬柴鐵三、以下 2 件であります。よろしく申し上げます。

○議長（味元和義君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第２６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第２６号家族従業者の人権保障のため所得税法第５６条の廃止を求める意見書案を採決します。

発議第２６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、発議第２６号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第２６号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。

したがって、字句、その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

これより発議第２７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第２７号原油価格の高騰に関する対策を求める意見書案を採決します。

発議第２７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、発議第２７号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第２７号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。

したがって、字句、その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第２７ 発議第２８号地方の道路整備の財源確保に関する意見書案を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

１５番竹内常喜君。

○１５番（竹内常喜君） 発議２８号。四万十町議会議員提出者竹内常喜、賛成者酒井祥成、梶原政利、林健三、弘瀬則彦、島岡幹夫。

地方の道路の整備の財源に関する意見書。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出をいたします。

案文については皆さんのところに配付をしておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

提出先ですけれども、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、高知県知事に提出をいたします。

○議長（味元和義君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（味元和義君） １０番田邊哲夫君。

○１０番（田邊哲夫君） 何点かお聞きしたいというふうに思ってます。

総論は賛成です。

まず最初の文面の中で、5行目になるわけですが、ただその認識の違いか、そこら辺の問題を指摘しておきたいのは、「県道及び町道が各集落の重要な生活道路となっているが、そのほとんどが未整備であり」という、このほとんどが未整備ということは、本当にそうなのかどうかという点でございます。決してほとんどが未整備という、未整備というそのとらえ方の問題だろうと思うわけですが、確かに道幅も狭いし、交通に大変危険を伴うことは間違いないわけですが、その未整備というこの考え方が、本当にこの意見書が国にとって、ああそうだという認識を持っていただけるかどうかという点です。

もう一点、下の1に5つあるわけですが、最後の4つについては全く同感をするわけですが、ただ、最初の「道路特定財源を一般財源化することなく」という点であります。今、政府が言っていることは、道路特定財源の一部を一般財源化したいという点でございます。決して道路特定財源イコール一般財源化ということは政府も言っていないわけですが、この問題をどう考えるかという問題です。

私はある面、道路特定財源の一部を一般財源化してもいいのではないかという考えを持っています。その理由は、ご承知のように、今先ほど採択のございました意見書にもありますように、原油等が大変高騰しております。1リッター当たり54円が税いう、3分の1が今税金で取られているわけです。その道路特定財源を使っているわけですが、大体1年間にどれくらいの特定期源が入るかという、約5兆7,000億あるそうです、昨年度で。そのうち国の財源として使うのが約3.5兆円、地方の財源として2兆2,000億円あるようです。当然地方にも回ってくる大変重要な財源ではあるわけですが、ただ、今までは、いわゆる道路整備にかかわる財源ですので、過去には目いっぱいこれを年度内に消化しようということで、不要不急の高速道路をつくったり、橋をつくったりという非常にむだな財源を、使われ方をしておりました。

だから私は、ただ道路特定財源を全部使え、特別財源で使えということではなくして、私たちが言いたいのは、やはり地方にもっともっとこの財源を回すべきであって、ただ特定財源そのまま置いていつていいのかわからないという点を私は疑問に思うわけでございます。その点について委員長のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 今、10番議員さんの方からの質問でありますけれども、「そのほとんどが未整備である」という文言のところであろうかと思っておりますけれども。

今、四万十町は整備率が32.7%しか道路の整備ができてないわけでございます。その内訳を見ますと、十和地域が15.3%、それから大正地域が34%、それから窪川地区が48%というような整備率になっておりまして、トータルで32.7%しか整備ができてないということでございます。そういうこともありまして、「そのほとんどが」ということの文言をここに入れても何ら不思議はないと私は認識をしております。

そして、道路特定財源の一般化することなくということでございますけれども、この税源は高知県には2億6,400万配付をされております。これが本則税率に戻しますと1億4,000万、約半分くらいに減ってくるわけでございます。それで四万十町については2億6,400万、高知県でも4番目に多く金が入ってきているわけでございます。この金を使って整備をしていくという上で、どうしてもこの意見書は出していきたい、このように常任委員会で決定を見たところであります。

以上です。

〔10番田邊哲夫君「はい、ありがとうございました」と呼ぶ〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発議第28号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第28号地方の道路整備の財源確保に関する意見書案を採決します。

発議第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、発議第28号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第28号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。

したがって、字句、その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第２８ 発議第２９号議員派遣の件についてを議題とします。

５番山岡義正君から、地方自治法第１００条第１２項及び会議規則第１１９条並びに会議規則第１４条の規定により提出されております。

提出者の提案理由の説明を求めます。

５番山岡義正君。

○５番（山岡義正君） それでは、発議第２９号でございます。

提出は私と、賛成者は議運委員各７名の方々の連名をもって提出いたしております。

議員派遣の件について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出をいたします。

議員派遣の件でございます。地方自治法第１００条第１２項及び会議規則第１１９条の規定により、次のとおり議員を派遣をいたします。高知県町村議会議長会第５９回定期総会であります。目的、期日、場所、派遣議員等については記入のとおりでございます。

以上、提案いたします。

○議長（味元和義君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第２９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第２９号議員派遣の件についてを採決します。

発議第 29 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、発議第 29 号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 29 閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

建設常任委員長から、委員会において審査・調査中の事件について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しております申し出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。

したがって、建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに決定しました。

総務常任委員会から所管事務調査の件で、お手元に配付しております 8 番のヘリポートの見直しに関する調査というのは削除をお願いいたします。

次に、各委員長から各委員会において審査・調査中の事件及び所管事務の調査事項について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しております申し出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

暫時休憩をします。

午後 3 時 45 分 休憩

午後 3 時 48 分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成19年第4回四万十町議会定例会を閉会します。

午後3時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員